

IV

諸規程等〔規則集〕

- 1 お茶の水女子大学学則……………110
- 2 お茶の水女子大学大学院学則……………117
- 3 お茶の水女子大学学位規則……………138
- 4 お茶の水女子大学個人情報の
管理に関する規則……………145
- 5 お茶の水女子大学授業料未納者に係る
除籍及び復籍に関する規程……………150
- 6 お茶の水女子大学における学生の旧姓及び通称
名使用の取扱い等に関する要項……………151

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検及び評価の項目並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 構成及び収容定員等

(学部)

第3条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第1項の規定に基づき置かれる学部の学科及び収容定員等は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次入学定員	収容定員
文 教 育 学 部	人文科学科	55人		220人
	言語文化学科	80人	6人	332人
	人間社会科学科	40人	4人	168人
	芸術・表現行動学科	27人		108人
	計	202人	10人	828人
理 学 部	数学科	20人	2人	84人
	物理学科	20人	2人	84人
	化学科	20人	2人	84人
	生物学科	25人	2人	104人
	情報科学科	40人	2人	164人
	計	125人	10人	520人
生 活 科 学 部	食物栄養学科	36人		144人
	人間・環境科学科	24人	3人	102人
	人間生活学科	39人	4人	164人
	心理学科	26人	3人	110人
	計	125人	10人	520人
合 計	452人	30人	1,868人	

2 前項に規定する学科に、コース、講座等を置くことができる。

(文教育学部の目的)

第4条 文教育学部は、人文・社会科学系の学問を中心に、講義、演習、実験、実習等の多様な授業を通じて、学術研究のための確かな基礎と、国際的に通用する問題発見能力、情報処理能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、前条に定める文教育学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文科学科

人文科学科は、人類の様々な歩みの中の現象を広く文化として捉え、深く幅広い知識を修得し、それらに立脚したオリジナルな問いを自ら見つけだし、必要な資料・データをねばり強く収集・整理した上で、独自の論理を築きあげる総合的な力を有する人材を養成する。

(2) 言語文化学科

言語文化学科は、人間の言語活動や様々な言語表現の本質について深い知見を有するような人材、また、個々の言語に関して高い運用能力を有するような人材、更には各言語圏に固有の文化とそれら相互間の交流について幅広い知識を有するような人材を養成する。

(3) 人間社会科学科

人間社会科学科は、幼稚園及び小・中・高等学校教員の養成を目的としつつ、教育科学、社会学及び子ども学の幅広い基礎知識、深い専門的及び応用的知識を習得し、人間に対する深い理解に基づき、グローバルな視野に立って学校その他の社会の広い分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成する。

(4) 芸術・表現行動学科

芸術・表現行動学科は、音楽や舞踊に代表される芸術及び表現行動を理論的研究と実践の両面から追求し、現代の問題への対応に適用できるような人材を養成する。

(理学部の目的)

第5条 理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条に定める理学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 数学科

数学科は、数学的素養と論理的思考力を備え社会の様々な分野で主導的役割を果たすことができる人材及び現代数学の基礎知識と数学的論理思考を身に付け数理的諸科学の発展に貢献できる人材を養成する。

(2) 物理学科

物理学科は、自然科学の基礎である物理学の基礎知識を修得し、それを実際の問題に適用して解決する能力を身に付けた人材を養成する。

(3) 化学科

化学科は、様々な物質から成り立つ自然界を、原子・分子の構成とその変化の視点で捉え、得られた知識を体系化しつつ、化学の諸分野はもとより、

生物学、物理学などの基礎分野から、工学や薬学、農学、医学、地球科学、情報学など多彩な応用分野まで幅広く展開できる人材を養成する。

(4) 生物学科

生物学科は、「生き物」の複雑で多様な生命現象を科学的に解析する力を養い、幅広い知識に基づいた柔軟で論理的な思考力を有して豊かな人間社会の構築に貢献できる人材を養成する。

(5) 情報科学科

情報科学科は、20世紀に登場し新しい科学の対象となった「情報」というものを探究するための基礎となる知識や方法論と、その種々な応用の実態を学び、更にその成果の上に、これらを自ら開拓するための研究力の基礎を身に付けた人材を養成する。

(生活科学部の目的)

第6条 生活科学部は、自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条に定める生活科学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食物栄養学科

食物栄養学科は、人間の「食」を自然科学的かつ総合的に捉え、豊かな食生活や健康な社会を実現するために、食物と栄養について科学的知識と実践的能力を備えた人材を養成する。

(2) 人間・環境科学科

人間・環境科学科は、生活者たる人間と環境との相互作用に関する深い理解を備え、科学的手法を応用して、生活面での諸課題に対して人間と環境が共存しうる方策を考案し、かつ、実社会にて実践できる優秀な人材を養成する。

(3) 人間生活学科

人間生活学科は、人間と社会の関係、生活と文化について、多角的な視点と複合的なアプローチを駆使し、人間と生活を総合的に理解し、分析する力を備えた優秀な人材を養成する。

(4) 心理学科

心理学科は、心理学に関する基礎から実践までの多面的な知識と理解力を有し、科学的エビデンス、論理的分析力に基づく臨床・応用実践、社会的課題にセンシティブな実証的探求の視点や実践的能力を獲得できる人材を養成する。

第7条 組織運営規則第5条第1項の規定に基づき置かれる大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、第23条、第34条及び第37条の規定により入学した学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、第30条の規定により入学した学生の修業すべき年数及び在学年限は、退学前の在学期間を通算し、第1項に規定する修業年数及び前項に規定する在学年限とする。

4 入学前に、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合、第12条の規定により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、第1項に規定する修業年限について当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(授業科目)

第9条 各学部が開設する授業科目は、学部ごとに別に定める。

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第10条 各学部の教育課程及び履修方法は、学部ごとに別に定める。

(他大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第11条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第11条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第13条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

第14条 削除

(学芸員資格の取得)

第15条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 卒業及び学位

(卒業)

第16条 学部に4年以上在学し、定められた授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。ただし、生活科学部食物栄養学科については、138単位以上を修得した者とする。

2 転学者、編入学者の学業に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第17条 卒業者に対しては、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年を次の2学期又は4学期に分ける。

二学期制

学期	期間
前学期	4月1日から9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで

四学期制

学期	期間
第1学期	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
第2学期	
第3学期	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
第4学期	

(休業日)

第20条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日 11月29日
 - (4) 春期休業
 - (5) 夏期休業
 - (6) 冬期休業
- 2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

第4節 入学、退学、休学、転学、留学、編入学、転学部及び転学科

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(第3年次入学資格)

第23条 第3条に定める第3年次入学定員により入学することのできる者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(7) 外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(入学出願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第26条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(入学許可)

第27条 学長は、前条の入学手続を完了した者(第43条の規定により入学金の免除を申請した者を含む。)に入学を許可する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、第25条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

- (1) 一学部を卒業した者で、さらに他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- (2) 退学した者で、さらに同一の学部に入学金を納付する者
- (3) 他の大学の学部を卒業した者

(退学)

第29条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願出で、許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 一度退学した者が再入学を願出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(除籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第8条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第33条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 入学金の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は一部免除を許可された場合であって、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

(復籍)

第32条 前条第1項第1号に該当し除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願出た場合は、審査の上これを許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第33条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、事由を具して学長に願出でその許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願出することができる。
- 3 休学期間は、通算して定められた修業年限の年数を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間には算入しない。
- 5 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り、審査の上、入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第35条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

(留学)

第36条 学生は、当該学部教授会が教育上有益であると認めるときは、学長の許可を得て外国の大学等に留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、1年を限度として第16条第1項に規定する在学期間に参入するものとする。
- 3 第11条第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合に準用する。
- 4 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第37条 第3条に定める第3年次入学定員によるもの以外で編入学を志願する者があるときは、第34条を準用する。

(転学部及び転学科)

第38条 学生が、本学の他学部への転入又は当該学生が在学している学部内の他学科等への転入を希望したときは、当該学部又は当該学科に収容力のある限り、審査の上、許可することができる。

第5節 検定料、入学金、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第39条 検定料、入学金、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第40条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期に分けて納めなければならない。ただし、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

前期 5月末日まで

後期 11月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学手続時に徴収するものとする。

(寄宿料の納付)

第41条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

(検定料等の返付)

第42条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返さない。ただし、入学手続き時に授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

(入学料の免除)

第43条 特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 入学料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第44条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予)

第45条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、当該学部を経て学長に願い出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予(月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。)することができる。

2 授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(退学者の授業料)

第46条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた学期までの分を納めなければならない。

(休学者の授業料)

第47条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

(停学者の授業料)

第48条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、研究員等

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の定める課程の一部を選択し聴講を希望する者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、所定の手続を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第52条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第53条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員等の受入れ)

第54条 他の機関、民間会社等から、その職員等が特定事項に関する研究に従事することの申出又は研修受入れの申出があるときは、研究員等として受入れを許可することができる。

2 研究員等に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第55条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生で、大学間交流協定に基づき入学する者に係る検定料、入学料及び授業料については、所定の要件を満たした場合は、これを徴収しない。

3 前2項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 寄附講座等

(寄附講座等)

第56条 教育研究の進展及び充実に資するとともに、社会貢献の推進を図るため、本学に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座及び通信教育

(公開講座及び通信教育)

第57条 公開講座及び通信教育は、一般市民の教養を高めるため適時これを行う。

2 公開講座及び通信教育に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 賞罰

(表彰)

第58条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は、これを表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第59条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(学生団体の活動停止等)

第60条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生支援室の議を経て、学長が学生団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

2 前項の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申出があったときは、教育研究評議会の議を経て、学長が適当な措置を行うことができる。

第11節 寄宿舍

(寄宿舍)

第61条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学学則の規定により存続するものとされた文教育学部史学科及び生活科学部生活環境学科は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第3条第2項に掲げる表の生活科学部の項及び合計の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
生活科学部	食物栄養学科	36人	72人	108人
	人間・環境科学科	24人	48人	72人
	人間生活学科	260人	260人	260人
	学部共通	20人	20人	20人
	計	340人	400人	460人
合 計		1,688人	1,748人	1,808人

附 則 (平成17年2月23日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月15日)

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年12月14日)

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月22日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成20年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き生活科学部食物栄養学科に在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月26日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成21年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月10日)

この学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月28日)

この学則は、平成22年7月28日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日)

この学則は、平成22年12月22日から施行する。

附 則 (平成23年1月26日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この学則は、平成23年2月23日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この学則は、平成24年11月27日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日)

この学則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条第1項に掲げる表の下記学部学科の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
文教育学部	言語文化学科	320人	320人	326人
	人間社会科学科	160人	160人	164人
理 学 部	数学科	80人	80人	82人
	物理学科	80人	80人	82人
	化学科	80人	80人	82人
	生物学科	100人	100人	102人
	情報科学科	160人	160人	162人
生活科学部	人間・環境科学科	96人	96人	99人
	人間生活学科	234人	208人	186人
	心理学科	26人	52人	81人
	合計	1,868人	1,868人	1,868人

3 この学則の施行前から引き続き文教育学部人間社会科学科に在籍し、心理学主プログラムを選択する者及び生活科学部人間生活学科に在籍し、発達臨床心理学主プログラムを選択する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月28日)

この学則は、平成30年9月28日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

学部	学科等	免許状の種類
文 教 育 学 部	人文科学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(中国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(中国語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
	人間社会科学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	芸術・表現行動学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
理 学 部	数学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
	物理学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	化学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	生物学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	情報科学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
生 活 科 学 部	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
	人間生活学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は、国立大学法人お茶の水女子大学学則(以下「大学学則」という。)第7条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学大学院に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第5条第2項に定める人間文化創成科学研究科(以下「本学大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 構成及び収容定員等

(課程)

第3条 本学大学院は博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(博士前期課程)

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第6条に定める博士前期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 比較社会文化学専攻は、言語、思想、歴史、芸術を軸とする人文諸科学に関する高度な専門性を構築し、幅広い教養に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材を養成する。
 - (2) 人間発達科学専攻は、教育学、心理学、発達臨床心理学、社会学、保育学、児童学における基本的な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する諸問題を学際的視点に基づき総合的・有機的に結びつける能力を身につけた人材を養成する。
 - (3) ジェンダー社会学専攻は、人間・生活・社会・環境をめぐる現代的諸問題を、生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論の観点から解明しうる新しい学識の獲得をはかり、国際的な視野をもつ人材を養成する。
 - (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンス全般を基礎から応用まで幅広く理解できる人材を養成する。
 - (5) 理学専攻は、数学、物理学、化学・生物化学、情報科学の各分野において高度の専門的能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な人材を養成する。
 - (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的観点から柔軟に捉える能力を有する人材を養成する。
- 3 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次条に定める博士後期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 比較社会文化学専攻は、人間・社会・文化のありように対応した人間理解・社会把握・文化構造の再考と、それに伴う領域横断的な視野を備え、多文化の相互理解に立脚した学際的・国際的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
 - (2) 人間発達科学専攻は、教育学、心理学、発達臨床心理学、社会学、社会政策学、保育学、児童学における高度な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する学問領域について学際的視野に基づき創造的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
 - (3) ジェンダー学際研究専攻は、社会科学・人文科学・自然科学の諸学問領域を土台として、ジェンダーの視点から様々な研究課題群を分析し、問題意識に応じて学問領域を深めるとともに、研究課題に対し学際的な視点からの考察と提言ができる高度な研究者、専門職業人を養成する。
 - (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンスの諸領域を土台に、高度な専門知識と研究能力を有する、研究者、専門職業人を養成する。
 - (5) 理学専攻は、自然界の複雑な諸現象を現代自然科学の方法論に基づいて学際融合的に教育研究し、高い専門性を基礎として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野をもつ、次世代を担う高度な研究者、専門職業人を養成する。
 - (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的手法に基づき解決できる、高度な専門知識と研究能力を有する研究者、専門職業人を養成する。
- 3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(専攻及び収容定員等)

第6条 本学大学院に置く専攻及び収容定員等は、別表第1のとおりとする。

(専攻長)

第7条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に、専攻長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる博士後期課程の専攻長については、同表に定める博士前期課程の専攻長を兼ねるものとする。

区分	兼務する専攻長名
博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長
博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長
博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長
博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長
博士後期課程生活工学共同専攻長	博士前期課程生活工学共同専攻長

- 3 専攻長は、当該専攻の運営に関する事項を処理する。
- 4 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第8条 本学大学院専攻に、専攻会議を置く。

- 2 専攻会議の組織及び運営の細目については、別に定める。

(大学院担当教員)

第9条 本学大学院において授業を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、授業を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第10条 本学大学院において研究指導を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、研究指導を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第11条 生活工学共同専攻における授業及び研究指導は、前2条の規定に定めるもののほか、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の教員がこれを行う。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第13条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修方法)

第15条 本学大学院における授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第16条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、第38条に規定する留学の場合に準用する。
- 4 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、他の大学の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、前条の規定により他の大学の大学院において修得した単位とは別に、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学院等における研究指導)

第18条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により、他大学院等において研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 本学大学院に在学する学生から、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し当該課程を修了することを希望する旨申出があったときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の標準修業年限を超える期間については、博士前期課程にあっては2年を超えないものとし、博士後期課程にあっては3年を超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第20条 本学大学院において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

第4章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了要件)

第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本学大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第22条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、生活工学共同専攻の所要単位は20単位以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定に該当する者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間に関しては、博士後期

課程に2年以上在学しなければならない。

(単位の認定)

第23条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし、学年又は学期末に行うものとする。

(成績の評価)

第24条 成績の評価は、「A」(基本的な目標を十分に達成している。)、 「B」(基本的な目標を達成している。)、 「C」(基本的な目標を最低限度達成している。)、 「D」(基本的な目標を達成していない。再履修が必要である。)の4種類の評語をもって表し、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

2 前項の成績の評価又は科目の原成績(素点)に基づき、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(最終試験)

第25条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により行うものとする。

(課程修了の認定)

第26条 課程修了の認定は、教授会が行う。

(学位の授与)

第27条 課程を修了した者に対しては、別に定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第5章 入学、進学、留学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年又は後学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第29条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学大学院において本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(博士後期課程の入学資格)

第30条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(進学)

第31条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(入学出願手続)

第32条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(進学出願手続)

第33条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者について、学力検査と健康診断を行い、合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第35条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条の入学手続を完了した者(第46条の規定により入学料の免除申請をした者を含む。)に入学を許可する。

(進学許可)

第37条 進学志願者について、選考の上、教授会の議を経て進学を許可する。

(留学)

第38条 学生は、教授会が必要と認めるときは、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第21条及び第22条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第39条 病気その他の事由により修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した者は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、博士前期課程では通算して2年を、博士後期課程では通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第44条の在学期間には算入しない。

(退学)

第41条 病気その他の事由により退学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第42条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(転学)

第43条 学生が他の大学の大学院に転学しようとするときは、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することができる。

(在学年限)

第44条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に、博士前期課程においては2年を加えた年数を、博士後期課程においては3年を加えた年数を超えることができないものとする。

2 前項、ただし書きの規定は、生活工学共同専攻には適用しない。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第46条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除、徴収猶予及び分納については、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 学長は、本学大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院(以下「他大学院」という。)の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 学長は、本学大学院において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の入学資格)

第51条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

(学則の準用)

第53条 この学則に定めのない事項については、大学学則を準用する。

附則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学院学則の規定により存続するものとされた大学院人間文化研究科人間発達学専攻、人間環境学専攻及び比較文化学専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第52条第1項に規定する外国人留学生として入学できる者は、当分の間、女子に限るものとする。

附則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 第9条別表第1に掲げる博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		平成17年度	平成18年度
		収容定員	収容定員
博士後期課程	比較社会文化学専攻	54人	54人
	国際日本学専攻	33人	33人
	人間発達科学専攻	41人	37人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	人間環境科学専攻	48人	48人
	複合領域科学専攻	39人	39人
	計	219人	219人

附則

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成17年10月12日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成18年1月18日から施行する。

附則

- この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
- 第9条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		平成18年度	平成19年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	言語文化専攻	64人	
	人文学専攻	56人	
	発達社会科学専攻	68人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	90人	
	物質科学専攻	46人	
	数理・情報科学専攻	50人	
	計	392人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	52人	50人
	国際日本学専攻	33人	33人
	人間発達科学専攻	33人	33人
	ジェンダー学際研究専攻	12人	12人
	人間環境科学専攻	48人	48人
	複合領域科学専攻	41人	43人
	計	219人	219人

附則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程は、廃止する。
- 大学院人間文化研究科各専攻は、改正後の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、

存続するものとする。

- 4 前項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生が取得することができる教育職員の免許状については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第3項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、大学院人間文化創成科学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は大学院人間文化創成科学研究科において定めるものとする。
- 6 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		平成19年度	平成20年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	60人	
	人間発達科学専攻	27人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	47人	
	理学専攻	51人	
	計	203人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	27人	54人
	人間発達科学専攻	14人	28人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	ライフサイエンス専攻	15人	30人
	理学専攻	13人	26人
	計	73人	146人

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

博士前期課程

専攻	授業科目	単位数
ライフサイエンス	総合トランスレーショナル・リサーチ特論	2
	総合トランスレーショナル・リサーチ演習	1
	総合ライフサイエンス特論	2
	総合ライフサイエンス演習	1
理学	応用ケミカルバイオロジー特論	2
	応用ケミカルバイオロジー演習	1
	総合バイオインフォマティクス特論	2
	総合バイオインフォマティクス演習	1

附則

この学則は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2項中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	アカデミック女性リーダーへの道(ロールモデル編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(実践編)	2
	エビデンス食教育論	2
	食育研究コロキウム	2
	食のサイエンス	2
	食をめぐる環境論	2
	食文化論	2

博士後期課程

専攻	授業科目	単位数
ライフサイエンス	食育総合研究	3

附則

この学則は、平成23年7月14日から施行する。

附則

- この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。
- 前2項の規定にかかわらず、別表第2博士後期課程共通科目備考の改正規定及び別表第2中次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	国際日本文化論	2
	日本文化論	2
	日本研究論	2
	比較日本学特論	2
	比較日本学研究	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences III	2
	*「平和と共生」実践演習	2

	授業科目	単位数
博士後期課程設置科目	キャリア開発特論(基礎編)	2
	キャリア開発特論(応用編)	2
	キャリア開発特論(ロールモデル編)	2
	キャリア開発特論(実践編)	2
	グローバル女性リーダー特論(基礎編)	2
	グローバル女性リーダー特論(応用編)	2
	グローバル女性リーダー特論(ロールモデル編)	2
	グローバル女性リーダー特論(実践編)	2

*：修了に必要な単位に含めることができない

- 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び合計の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度は次の表のとおりとする。

専攻		平成24年度
		収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	120人
	人間発達科学専攻	54人
	ジェンダー社会科学専攻	36人
	ライフサイエンス専攻	94人
	理学専攻	121人
計		425人
合計		644人

附則

- この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	国際共生社会論フィールド実習	2
博士後期課程設置科目	グローバル女性リーダー特論(応用編)	1
	グローバル女性リーダー特論(ロールモデル編)	1
	グローバル女性リーダー特論(実践編)	1

附則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成26年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。
- 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	Essential Mathematics for Global Leaders I	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2
	Essential Chemistry for Global Leaders I	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2
	Essential Engineering for Global Leaders I	2
	Project Based Team Study I	6
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2
	Essential Physics for Global Leaders II	2
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2
	Essential Engineering for Global Leaders II	2
	Essential Philosophy for Global Leaders	2
	Essential Ethics for Global Leaders	2
	Essential History for Global Leaders	2
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
	I T 活用法 I	2
	I T 活用法 II	2
	グローバル研修 I	1
アウトリーチ実践	2	
プロジェクトマネジメント特論	2	
博士後期課程設置科目	Project Based Team Study II	8
	グローバル研修 II	2

附則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成27年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。

附 則

- この学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 第6条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定めるライフサイエンス専攻及び生活工学共同専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成29年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
博士前期課程	ライフサイエンス専攻	87人	/
	生活工学共同専攻	7人(14人)	
博士後期課程	ライフサイエンス専攻	43人	41人
	生活工学共同専攻	2人(4人)	4人(8人)

備考 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は奈良女子大学大学院人間文化研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則

- この学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

- この学則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

- この学則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第44条については、この学則の施行前から引き続き在学する者から適用する。

附 則（令和3年3月27日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。

別表第1（第6条関係）

専 攻		入学定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻 日本語日本文学コース、アジア言語文化学コース、英語圏・仏語圏言語文化学コース、日本語教育コース、思想文化学コース、歴史文化学コース、生活文化学コース、舞踊・表現行動学コース、音楽表現学コース	60人	120人
	人間発達科学専攻 教育科学コース、心理学コース、発達臨床心理学コース、応用社会学コース、保育・児童学コース	27人	54人
	ジェンダー社会学専攻	18人	36人
	ライフサイエンス専攻 生命科学コース、食品栄養科学コース、遺伝カウンセリングコース	40人	80人
	理学専攻 数学コース、物理学コース、化学・生物化学コース、情報科学コース	70人	140人
	生活工学共同専攻	7人(14人)	14人(28人)
	計	222人	444人
博士後期課程	比較社会文化学専攻 国際日文学領域 言語文化論領域 比較社会論領域 表象芸術論領域	27人	81人
	人間発達科学専攻 教育科学領域 心理学領域 発達臨床心理学領域 社会学・社会政策領域 保育・児童学領域	14人	42人
	ジェンダー学際研究専攻 ジェンダー論領域	4人	12人
	ライフサイエンス専攻 生命科学領域 食品栄養科学領域 遺伝カウンセリング領域	13人	39人
	理学専攻 数学領域 物理学領域 化学・生物化学領域 情報科学領域	13人	39人
	生活工学共同専攻	2人(4人)	6人(12人)
	計	73人	219人
合計		295人	663人

備考 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第2 (第14条関係)

大学院人間文化創成科学研究科

博士前期課程

比較社会文化学専攻

	授業科目	単位数
日本語・日本文学	日本語史特論	2
	日本語史演習	2
	日本語資料論特論	2
	日本語資料論演習	2
	現代日本語学特論	2
	現代日本語学演習	2
	日本語表現論特論	2
	日本語表現論演習	2
	日本古典文学特論	2
	日本上代文学特論	2
	日本上代文学演習	2
	日本上代文学表現史論	2
	日本上代文学表現史論演習	2
	日本中古文学特論	2
	日本中古文学演習	2
	日本中古文学表現史論	2
	日本中古文学表現史論演習	2
	日本中世文学特論	2
	日本中世文学演習	2
	日本中世文学表現史論	2
	日本中世文学表現史論演習	2
	日本近世文学特論	2
	日本近世文学演習	2
	日本近世出版文化特論	2
	日本近世出版文化演習	2
	日本近代文学特論	2
	日本近代文学演習	2
	日本近現代言語表象分析論特論	2
	日本近代メディア研究特論	2
	日本近代メディア研究演習	2
	日本現代文学特論	2
	日本現代文学演習	2
	日本近現代詩歌論特論	2
日本近現代文学構造分析論演習	2	
○日本語文化特論	2	
アジア言語文化学	東アジア比較言語文化論(古典)	2
	東アジア比較言語文化論演習(古典)	2
	中国古典文学思想論	2
	現代中国語圏文学特論	2
	近代中国語圏文学特論	2
	現代中国語圏文学演習	2
	近代中国語圏文学演習	2
	中国古典語学特論	2
	中国古典語学演習	2
	中国古典文献学	2
	東アジア比較言語文化論(近現代)	2
	東アジア比較言語文化論演習(近現代)	2
	中国言語表現論演習	2
	現代中国語学演習	2
	中国語教育実践方法論(基礎)	2
中国語教育実践方法論(応用)	2	
アジア民俗文化論	2	
アジア言語芸術論	2	
○中国言語文化特論	2	
英語圏・仏語圏言語文化学	英文学特論(批評研究)	2
	英文学演習(作家研究)	2
	英語圏言語文化特論	2
	英語圏言語文化演習	2
	英文学特論(表象研究)	2
	英文学演習(作品研究)	2
	英語圏文学表象論	2
	英語圏文学表象論演習	2
	英文学特論(ジャンル研究)	2
	英文学演習(歴史表象研究)	2
	英語圏テキスト文化論	2
	英語圏テキスト文化論演習	2
	米文学特論(批評研究)	2
	米文学演習(作家研究)	2
	英語圏批評理論研究	2
	英語圏批評理論演習	2
	米文学特論(表象研究)	2
	米文学演習(作品研究)	2
	英語圏文学・文化特論	2
	英語圏文学・文化演習	2
	英語学特論(文法論)	2
	英語学演習(形態論)	2
	英語学特論(統語論)	2
	英語学演習(統語論)	2
	英語学特論(語用論)	2
	英語学演習(語用論)	2

	授業科目	単位数
英語圏・仏語圏言語文化学	英語学特論(意味論)	2
	英語学演習(意味論)	2
	英語学特論(第一言語習得)	2
	英語学演習(第一言語習得)	2
	英語コミュニケーション特論	2
	英語コミュニケーション演習	2
	対照言語分析特論	2
	対照言語分析演習	2
	英語教育方法論研究	2
	英語教育方法論演習	2
	第二言語習得論研究	2
	第二言語習得論演習	2
	近代仏文学研究	2
	近代仏文学研究演習	2
	近代仏文学特論	2
	近代仏文学特別演習	2
	現代仏文学研究	2
	現代仏文学研究演習	2
	仏語言語表現論	2
	仏語言語表現論演習	2
	仏語言語文化論	2
	仏語言語文化論演習	2
	仏語圏比較文化論	2
	仏語圏比較文化論演習	2
	仏語圏比較社会論	2
	仏語圏比較社会論演習	2
	西欧言語芸術論	2
	西欧言語芸術論演習	2
	西欧比較文化論	2
	西欧比較文化論演習	2
	独語圏文学特論	2
	独語圏文学演習	2
	近代独文学論	2
近代独文学演習	2	
○英語圏・仏語圏言語文化特論	2	
日本語教育	○応用日本語学研究法実習	2
	日本語教育学研究特論	2
	日本語教育学研究演習	2
	日本語教育学特論	2
	日本語教育学演習	2
	言語教育方法論特論	2
	言語教育方法論演習	2
	日本語教育方法論演習	2
	言語分析学特論	2
	言語分析学演習	2
	日本語コミュニケーション特論	2
	日本語コミュニケーション演習	2
	言語コミュニケーション論特論	2
	言語コミュニケーション論演習	2
	日本語教育実習	2
	対照言語学特論	2
	対照言語学演習	2
	第二言語習得特論	2
	第二言語習得演習	2
	言語学論特論	2
	言語学論演習	2
	日本語習得論特論	2
	日本語習得論演習	2
	応用日本語学特論(1)	1
	応用日本語学特論(2)	1
	応用日本語学演習(1)	1
	応用日本語学演習(2)	1
言語習得・教育特論(1)	1	
言語習得・教育特論(2)	1	
言語習得・教育演習(1)	1	
言語習得・教育演習(2)	1	
多文化間心理教育学特論	2	
多文化間心理教育学演習	2	
異文化間コミュニケーション特論	2	
異文化間コミュニケーション演習	2	
多文化間カウンセリング特論	2	
多文化間カウンセリング演習	2	
言語教育リテラシー特論	2	
言語教育リテラシー演習	2	
異文化間教育特論	2	
異文化間教育演習	2	
日本語音声科学特論	2	
言語教育統計学	2	
言語教育統計学演習	2	
質的研究法演習	2	
言語教育学特論	2	
言語教育学演習	2	
社会言語学研究特論	2	
社会言語学研究演習	2	

	授 業 科 目	単位数
思想文化学	哲学特論(基礎)	2
	哲学特論(応用)	2
	哲学原論(基礎)	2
	哲学原論(応用)	2
	哲学演習(基礎)	2
	哲学演習(応用)	2
	人文学基礎論	2
	人文学基礎論演習	2
	形而上学特論	2
	形而上学演習(基礎)	2
	形而上学演習(応用)	2
	科学哲学特論	2
	科学哲学演習(基礎)	2
	科学哲学演習(応用)	2
	倫理思想史特論(理論)	2
	倫理思想史特論(応用)	2
	倫理思想史資料演習(理論)	2
	倫理思想史資料演習(応用)	2
	倫理学特論(理論)	2
	倫理学特論(応用)	2
	倫理学原論(理論)	2
	倫理学原論(応用)	2
	倫理学資料演習(理論)	2
倫理学資料演習(応用)	2	
○思想文化学研究法	2	
歴史文化学	比較日本文化論(理論)	2
	比較日本文化論(応用)	2
	比較日本文化論演習(理論)	2
	比較日本文化論演習(応用)	2
	アジア政治文化特論	2
	アジア政治文化演習	2
	アジア社会文化特論	2
	アジア社会文化演習	2
	比較アジア社会文化特論	2
	比較アジア社会文化演習	2
	比較アジア政治文化論	2
	比較アジア政治文化演習	2
	日本社会史特論	2
	日本社会史料特論	2
	日本社会史演習	2
	日本社会史料演習	2
	歴史資料論特論	2
	歴史資料論演習	2
	史料管理論特論	2
	史料管理論演習	2
	歴史史料論	2
	比較歴史史料学	2
	歴史史料論演習	2
	比較歴史史料学演習	2
	伝統芸能文化論特論	2
	伝統芸能文化論演習	2
	伝統芸能文化研究	2
	日本政治経済史特論	2
	日本政治経済史料特論	2
	日本政治経済史演習	2
	日本政治経済史料演習	2
	日本文化史特論	2
	日本文化史料特論	2
	日本文化史演習	2
	日本文化史料演習	2
	西洋中世史特論	2
	西洋中世史料特論	2
	西洋中世史演習	2
	西洋中世史料演習	2
	西洋近世史特論	2
	西洋近世史料特論	2
	西洋近世史演習	2
	西洋近世史料演習	2
	歴史文化学特論	2
	歴史文化学演習	2
	西洋美術史理論特論(近代)	2
	西洋美術史理論特論(現代)	2
	西洋美術史特論(近代)	2
	西洋美術史特論(現代)	2
	西洋美術史理論演習(近代)	2
	西洋美術史理論演習(現代)	2
	西洋美術史演習(近代)	2
西洋美術史演習(現代)	2	
東洋美術史特論(基礎)	2	
東洋美術史特論(応用)	2	
日本美術史特論(基礎)	2	
日本美術史特論(応用)	2	
東洋美術史演習(基礎)	2	
東洋美術史演習(応用)	2	

	授 業 科 目	単位数
歴史文化学	日本美術史演習(基礎)	2
	日本美術史演習(応用)	2
	○歴史文化学基礎論	2
	歴史・地理特別演習(基礎)	2
	歴史・地理特別演習(応用)	2
	博物館学習論	2
	博物館活動論	2
文化財政策論	2	
文化マネジメント論演習	2	
生活文化学	日本服飾文化論	2
	日本服飾文化論特論	2
	日本服飾文化論演習	2
	西洋服飾文化論	2
	西洋服飾文化論特論	2
	西洋服飾文化論演習	2
	民俗文化論特論	2
	民俗文化論研究	2
	民俗文化論演習	2
	○比較文化特論	2
	生活造形特論	2
	芸術文化特論	2
	芸術文化特論演習	2
	生活文化特論演習	2
	生活芸術論演習	2
舞踊・表現行動学	舞踊表現学特論	2
	舞踊表現学演習	2
	○舞踊芸術学特論	2
	舞踊方法論演習	2
	民族舞踊学特論	2
	民族舞踊方法論演習	2
	舞踊文化特論	2
	現代スポーツ論特論	2
	スポーツマネジメント特論	2
	スポーツマネジメント演習	2
	表現行動論特論	2
	表現行動科学特論	2
	表現行動科学実験演習	2
	音楽表現学	演奏学特論
演奏学演習		2
演奏学表現方法論		2
演奏学表現方法論演習		2
演奏学表現演習		2
演奏学舞台上演演習		2
ピアノ演奏学特論(近代)		2
ピアノ演奏学特論(現代)		2
ピアノ演奏学演習		2
ピアノ表現方法論		2
ピアノ表現方法論演習		2
ピアノ表現演習		2
声楽演奏学特論		2
声楽演奏学演習		2
声楽表現方法論		2
声楽表現方法論演習		2
声楽表現演習		2
上演声楽表現演習		2
器楽演奏法研究		2
音楽表象文化特論		2
音楽表象文化演習		2
音楽学特論		2
音楽学演習		2
○音楽研究方法論	2	
○音楽文献資料論	2	
音楽研究方法論演習	2	
音楽文献資料論演習	2	
音楽学特別演習(基礎)	2	
音楽学特別演習(応用)	2	
音楽文化学特別演習(基礎)	2	
音楽文化学特別演習(応用)	2	
音楽史研究	2	
音楽史研究演習	2	
音楽文化史研究	2	
音楽文化史研究演習	2	
音楽文化演習	2	
共通専攻	○比較社会文化総論	2
	○特別研究	8
	特別講義(博士前期課程)	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目

人間発達科学専攻

	授 業 科 目	単位数
教育科学	教育思想特論	2
	公教育研究特論	2
	教育思想演習	2
	公教育研究演習	2
	近代教育史	2
	現代教育史	2
	教育史演習(近代)	2
	教育史演習(現代)	2
	教育社会学	2
	学校社会学	2
	教育社会学演習	2
	学校社会学演習	2
	教育方法学(理論)	2
	教育方法学(応用)	2
	カリキュラム研究論	2
	カリキュラム研究論演習	2
	教育開発論特論(理論)	2
	教育開発論特論(実践論)	2
	教育開発論演習(理論)	2
	教育開発論演習(実践論)	2
	教育心理学(理論)	2
	教育心理学(実践論)	2
	発達心理学(理論)	2
	発達心理学(実践論)	2
	特別支援教育特論	2
	特別支援教育演習	2
	障害児教育特論	2
	障害児教育演習	2
○教育学研究方法論	2	
心理学	認知システム論	2
	認知システム論演習	2
	認知科学基礎論	2
	認知科学基礎論演習	2
	社会心理学特論(理論)	2
	社会心理学特論(応用)	2
	社会心理学先端研究(理論)	2
	社会心理学先端研究(応用)	2
	発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2
	認知発達論特論	2
	認知発達論演習	2
	健康心理学特論	2
	健康心理学演習	2
	臨床心理科学特論	2
	臨床心理科学演習	2
	発達精神病理学基礎論	2
	発達精神病理学基礎論演習	2
	人格発達論	2
	人格発達演習	2
データ分析演習	2	
○心理学研究法	2	
発達臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	2
	○臨床心理学特論Ⅱ	2
	カウンセリング特論Ⅰ	2
	カウンセリング特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	1
	臨床心理実習Ⅱ	1
	臨床心理特別実習Ⅰ(心理実践実習)	4
	臨床心理特別実習Ⅱ(心理実践実習)	4
	臨床心理特別実習Ⅲ(心理実践実習)	4
	臨床心理学研究法	2
	医療心理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
	障害臨床心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	司法・犯罪臨床心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	産業・労働臨床心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
	心の健康教育(心の健康教育に関する理論と実践)	2
	認知・行動心理学特論	2
	発達臨床心理学特論	2
心理検査法特論	2	
心理療法特論	2	
心理面接法演習Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2	
心理面接法演習Ⅱ	2	
応用社会学	社会集団論	2
	社会集団論基礎演習	2
	社会集団論応用演習	2
	社会意識論	2
	社会意識論特論	2
	社会意識論基礎演習	2

	授 業 科 目	単位数	
応用社会学	社会意識論応用演習	2	
	社会福祉論	2	
	社会福祉論演習	2	
	○社会学基礎論	2	
	現代社会論	2	
	現代社会論演習	2	
	多変量解析演習	2	
	家族社会学	2	
	保育・児童学	比較教育文化特論	2
		比較教育文化演習	2
比較子ども社会学特論		2	
比較子ども社会学演習		2	
保育臨床学特論		2	
保育臨床学演習		2	
保育実践論特論		2	
保育実践論演習		2	
保育学特論		2	
保育学演習		2	
保育人間学特論		2	
保育人間学演習		2	
応用発達科学論特論		2	
応用発達科学論演習		2	
保育制度論特論		2	
保育制度論演習		2	
子ども環境論特論		2	
子ども環境論演習		2	
子ども発達論特論		2	
子ども発達論演習		2	
子ども学研究調査方法論特論	2		
子ども学研究調査方法論演習	2		
保育マネジメント論特論	2		
保育マネジメント論演習	2		
保育実践リーダーシップ論特論	2		
保育実践リーダーシップ論演習	2		
○保育・児童学研究方法論	2		
専攻共通	○人間発達科学論	2	
	○特別研究	8	
	社会政策論	2	
	社会政策論演習	2	
	*高度教職実践研究(授業編)	2	
	*高度教職実践研究(教育全般編)	2	
	*高度教職実践入門	2	
	*教職リーダーへの道(ロールモデル編)	2	
特別講義(博士前期課程)	2		

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目

*：修了に必要な単位に含めることができない。

ジェンダー社会学専攻

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	家族関係論	2
	家庭科教育学特論	2
	家族関係学演習	2
	消費者問題論	2
	消費者問題演習	2
	生活福祉論	2
	生活福祉論演習	2
	生活法社会論	2
	生活法社会論演習	2
	生活政治論	2
	生活政治論演習	2
	生活経済論	2
	生活経済論演習	2
	労働と社会政策	2
	労働と社会政策演習	2
	法女性論	2
	法女性論演習	2
	生活政策学特論	2
	生活政策学演習(応用分析)	2
	生活政策学演習(方法論基礎)	2
	生活情報論	2
	自然環境論	2
	自然環境論演習	2
	地域経済論	2
	地域経済論演習	2
	国際政治経済論	2
	国際政治経済論演習	2
	社会開発論	2
	社会開発論演習	2
	地理情報論	2
	地理情報論演習	2
	社会環境学	2
	社会環境学演習	2
地域社会文化論	2	
地域社会文化論演習	2	

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	ジェンダー関係論	2
	ジェンダー関係論演習	2
	ジェンダー基礎論演習	2
	ジェンダー文化論	2
	ジェンダー文化論演習	2
	開発人類学	2
	開発人類学演習	2
	開発地域文化論	2
	開発地域文化論演習	2
	労働経済論演習	2
	開発経済学	2
	ジェンダー社会経済学	2
	ジェンダー社会経済学演習	2
	グローバル政治経済論	2
	グローバル政治経済論演習	2
	比較政治経済論	2
	比較政治経済論演習	2
	現代政治経済論	2
	現代政治経済論演習	2
	開発研究実践論	2
	開発研究実践論演習	2
	フェミニズム理論の争点	2
	フェミニズム理論の争点・演習	2
	国際移動ジェンダー論	2
	国際社会ジェンダー論	2
	国際社会ジェンダー論演習	2
	ジェンダー論特別講義	2
	◎ジェンダー基礎論	2
	男女共同参画社会論研究	2
	(#1)ジェンダー立法過程論	2
	(#1)ガバナンスとジェンダー	2
	セクシュアリティ論	2
	社会保障とジェンダー	2
	ジェンダー統計論演習	2
	ジェンダー学際共同演習Ⅰ	2
	ジェンダー学際共同演習Ⅱ	2
	ジェンダー学際共同演習Ⅲ	2
	ジェンダー学際共同演習Ⅳ	2
	(#2)研究方法論コースワーク(量的調査法)	2
	(#2)研究方法論コースワーク(質的調査法)	2
	(#2)研究方法論コースワーク(フィールドワーク)	2
	◎ジェンダー社会科学論	2
	◎特別研究	8
	特別講義(博士前期課程)	2

◎：専攻の必修科目
 (#1)：専攻の選択必修科目(2つのうち1つを必修とする)
 (#2)：専攻の選択必修科目(3つのうち1つを必修とする)

ライフサイエンス専攻

	授 業 科 目	単位数
生命科学	分子細胞生物学(植物)	2
	分子細胞生物学(植物)演習	2
	分子細胞生物学(動物)	2
	分子細胞生物学(動物)演習	2
	分子進化学	2
	集団遺伝学	2
	集団遺伝学演習	2
	環境発生進化学	2
	環境発生進化学演習	2
	動物生理学特論	2
	植物系統進化学	2
	植物系統進化学演習	2
	生命情報学特論	2
	生命情報学演習	2
	分子発生学	2
	分子発生学演習	2
	発生生物学特論	2
	発生生物学演習	2
	進化発生学特論	2
	進化発生学演習	2
	バイオメカニクス特論	2
	神経生物学	2
	神経生物学演習	2
	細胞生理学	2
	細胞生理学演習	2
	植物相関生理学	2
	植物相関生理学演習	2
	植物代謝生理学	2
	植物細胞生物学	2
	植物細胞生物学演習	2
	海洋生物学特論	2
	公開臨海実習	2
	形態発現特論	2
	形態発現演習	2
	顕微計測学特論	2

	授 業 科 目	単位数
生命科学	生命科学特論(生化学)	2
	生命科学特論(分子遺伝学)	2
	生命科学特論(細胞生物学)	2
	生命科学特論(分子細胞生理学)	2
	生命科学特論(発生生物学)	2
	生命科学特論(代謝生物学)	2
	生命科学特論(植物生理学)	2
	生命科学特論(分子進化学)	2
	分子生物化学特論	2
	糖質科学	2
	糖質科学演習	2
	機能生化学特論	2
	機能生化学演習	2
	○生命科学演習	4
	現代生命科学(生物機能)	1
	生命科学特殊講義Ⅰ	1
	生命科学特殊講義Ⅱ	1
	生命科学特殊講義Ⅲ	1
	生命科学特殊講義Ⅳ	1
	生命科学特殊講義Ⅴ	1
生命科学特殊講義Ⅵ	1	
生物学教材開発法研究(基礎)	1	
食品栄養科学	食品加工貯蔵学特論	2
	食品加工貯蔵学演習	2
	調理科学特論	2
	調理科学演習	2
	食品機能学特論	2
	食品機能・分析化学演習	2
	栄養化学特論	2
	栄養化学演習	2
	臨床栄養学特論	2
	臨床栄養学演習	2
	公衆栄養学特論	2
	公衆栄養学演習	2
	生体制御学特論	2
	生体制御学演習	2
	栄養教育学特論	2
	栄養教育学演習	2
	生活習慣病医学・疫学	2
	生活習慣病医学・疫学演習	2
	フードサービスマネジメント特論	2
	フードサービスマネジメント演習	2
	健康医学特論	2
	食品科学技術特論	2
	食品衛生管理学特論	2
	食健康科学特論	2
	○食品栄養科学研究法	2
遺伝カウンセリング	カウンセリング概論	2
	発達臨床心理学	2
	発達心理学特論	2
	臨床心理科学論	2
	臨床心理学	2
	発達精神病理学特論	2
	心理臨床基礎論	2
	臨床遺伝学Ⅰ	2
	臨床遺伝学Ⅱ	2
	遺伝統計学	2
	医療概論	2
	臨床医学特論	2
	オルガネラ遺伝学特論	2
	細胞遺伝学特論	2
	生殖発生遺伝学特論	2
	人類遺伝学特論	2
	基礎人類遺伝学特論	8
	遺伝学実習	2
	遺伝学実習(応用)	2
	遺伝医学	2
	集団遺伝学特論	2
	臨床遺伝学特論	2
	医療倫理学	2
	○遺伝カウンセリング学	2
	遺伝カウンセリング学演習(基礎)	2
遺伝カウンセリング学演習(応用)	2	
遺伝カウンセリング準備演習	2	
グループ・カウンセリング	1	
障害論	2	
遺伝カウンセリング心理社会論	2	
遺伝カウンセリング研究方法論(基礎)	2	
遺伝カウンセリング研究方法論(応用)	2	
カウンセリング実習	2	
臨床遺伝学各論	2	
臨床遺伝学演習	2	
医療倫理学演習	1	
遺伝医学情報論	2	

諸規程等(規則集)

IV

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	◎ライフサイエンス論	2
	◎特別研究	10
	△グローバル理工学研究	6
	特別講義(博士前期課程)	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△：グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

理学専攻

	授 業 科 目	単位数	
数 学	確率解析特論	2	
	確率解析演習	2	
	確率過程特論	2	
	幾何構造特論	2	
	微分幾何学特論	2	
	微分幾何学演習	2	
	解析的整数論特論	2	
	整数論特論	2	
	整数論演習	2	
	関数方程式特論	2	
	関数方程式演習	2	
	多様体構造特論	2	
	多様体構造演習	2	
	実解析特論	2	
	応用代数学特論	2	
	代数構造特論	2	
	代数構造演習	2	
	位相構造特論	2	
	位相構造演習	2	
	大域幾何学特論	2	
	複素力学系特論	2	
	複素解析学特論	2	
	複素解析学演習	2	
	複素多様体特論	2	
	代数幾何学特論 I	1	
	代数幾何学特論 II	1	
	代数幾何学演習	2	
	関数解析特論	2	
	関数解析演習	2	
	代数学特別講義(基礎)	1	
	幾何学特別講義(基礎)	1	
	解析学特別講義(基礎)	1	
	応用数学特別講義(基礎)	1	
	代数学特別講義(発展)	1	
	幾何学特別講義(発展)	1	
	解析学特別講義(発展)	1	
	応用数学特別講義(発展)	1	
	現代数学(幾何)	1	
	数学教材開発法研究(基礎)	1	
	○数学基礎演習	2	
	数理基礎演習	2	
	物 理 科 学	○統計力学特論	2
		量子物理学特論	2
		量子物理学演習	2
		化学物理学特論	2
固体物理学特論		2	
固体物理学演習		2	
素粒子特論		2	
素粒子演習		2	
場の理論特論		2	
場の理論演習		2	
極限物性学特論		2	
放射光科学特論		2	
放射光科学演習		2	
宇宙物理学特論		2	
天体物理学特論		2	
天体物理学演習		2	
ソフトマター物理学(高分子・液晶)		2	
相転移特論		2	
相転移演習		2	
複雑系物理学特論		2	
応用磁性物理学特論		2	
応用磁性物理学演習		2	
表面物理特論		2	
物性物理学特論		2	
物性物理学演習		2	
数理物理学特論		2	
非線形物理学特論		2	
非線形物理学演習		2	
凝縮系物理学特論		2	
ソフトマター物理学特論		2	
ソフトマター物理学演習		2	
強相関電子特論		2	
強相関電子演習		2	

	授 業 科 目	単位数	
物 理 科 学	磁性体特論	2	
	磁性体演習	2	
	現象論的素粒子論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	高エネルギー物理学演習	2	
	放射線物理学特論	2	
	放射線物理学演習	2	
	スピン物性特論	2	
	スピン物性演習	2	
	物理学特別講義(素粒子・宇宙)	1	
	物理学特別講義(物性)	1	
	物理学特論(素粒子・宇宙)	1	
	物理学特論(物性)	1	
	現代物理学(ミクロとマクロ)	1	
	物理教材開発法研究(基礎)	1	
	化 学 ・ 生 物 化 学	非線形化学	2
		非平衡系化学	2
非平衡系化学演習		2	
無機物理化学		2	
溶液化学		2	
溶液化学演習		2	
有機材料化学		2	
有機反応化学		2	
有機反応化学演習		2	
糖鎖分子機能認識学		2	
生物超分子化学		2	
生物超分子化学演習		2	
生体分子間相互作用特論		2	
生体機能分子化学		2	
生体機能分子化学演習		2	
分子量子化学特論		2	
分子分光化学特論		2	
分子分光化学演習		2	
反応物理化学特論		2	
物性物理化学特論		2	
反応物理化学演習		2	
有機立体化学		2	
物理有機化学		2	
物理有機化学演習		2	
界面化学特論		2	
界面化学演習		2	
機能性分子化学		2	
超分子化学特論		2	
超分子化学演習		2	
反応化学特論		2	
錯体化学特論		2	
ホスト・ゲスト化学特論		2	
錯体化学演習		2	
ナノ材料化学特論	2		
電気化学特論	2		
電気化学演習	2		
分子科学特論	2		
物質合成化学特論	1		
機能物質化学特論	1		
生物・生命化学特論	1		
構造物質化学特論	1		
物理化学特論	1		
無機化学特論	1		
有機化学特論	1		
分析化学特論	1		
生物化学特論	1		
化学・生物化学特論 I	1		
化学・生物化学特論 II	1		
化学・生物化学特論 III	1		
化学・生物化学特論 IV	1		
化学・生物化学特論 V	1		
化学・生物化学特論 VI	1		
化学・生物化学特論 VII	1		
化学・生物化学特論 VIII	1		
化学・生物化学特論 IX	1		
化学・生物化学特論 X	1		
○化学・生物化学演習	2		
現代化学(現代生化学)	1		
化学教材開発法研究(基礎)	1		
情 報 科 学	計算機言語特論	2	
	計算機言語演習	2	
	言語意味論	2	
	言語意味論演習	2	
	言語情報処理特論	2	
	言語情報処理演習	2	
	言語メディア特論	2	
言語メディア演習	2		
コンピュータネットワーク特論	2		
コンピュータネットワーク演習	2		

	授 業 科 目	単位数
情報科学	分散処理特論	2
	分散処理演習	2
	コンピュータアーキテクチャ特論	2
	コンピュータアーキテクチャ演習	2
	科学情報システム特論	2
	科学情報システム演習	2
	ビジュアルコンピューティング特論	2
	ビジュアルコンピューティング演習	2
	メディアコンピューティング特論	2
	メディアコンピューティング演習	2
	ヒューマンインターフェース特論	2
	ヒューマンインターフェース演習	2
	人間機械系特論	2
	人間機械系演習	2
	数理科学特論	2
	数理科学演習	2
	非線形数理特論	2
	非線形数理演習	2
	離散数学特論	2
	離散数学演習	2
	数値解析特論	2
	数値解析演習	2
	情報構造特論	2
	情報構造演習	2
	応用数学特論	2
	応用数学演習	2
	数理情報学特論	2
	数理情報学演習	2
	数式処理特論	2
	数式処理演習	2
	バイオインフォマティクス特論	2
	バイオインフォマティクス演習	2
	非従来型計算特論	2
	非従来型計算演習	2
	アルゴリズム論特論	2
	アルゴリズム論演習	2
	計算量理論特論	2
	計算量理論演習	2
	数理気象学理論	2
	数理気象学演習	2
気象情報解析特論	2	
気象情報解析演習	2	
現代情報科学(インターネット)	1	
情報科学教材開発法(基礎)	1	
○情報科学基礎演習	2	
応用数理基礎演習	2	
専攻共通	◎理学総論	2
	◎特別研究	12
	△グローバル理工学研究	6
	特別講義(博士前期課程)	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△：グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

生活工学共同専攻

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	◎生活工学概論 A ※	1
	◎生活工学概論 B	1
	生活工学物理化学	1
	生活工学計測論(センサ工学) ※	1
	生活工学計測論(電子・制御工学)	1
	生活工学計測論(生活空間) ※	1
	生活工学材料解析論※	1
	生活工学特別講義 A ※	1
	生活工学特別講義 B	1
	◎研究者倫理	1
	◎技術者倫理※	1
	知的財産論	1
	繊維構造論※	2
	繊維構造論演習※	2
	繊維構造解析論※	2
	繊維構造解析論演習※	2
	衣環境材料学※	2
	衣環境材料学演習※	2
	衣住機能材料特論	2
	衣住機能材料演習	2
	衣環境学特論	2
	衣環境学演習	2
	生活メディア情報論※	2
	生活メディア情報論演習※	2
	データ解析論※	2
	データ解析論演習※	2
	衣環境情報処理論※	2

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	衣環境情報処理論演習※	2
	生活医用福祉工学	2
	生活生体工学	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション (HCI)	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション (HCI) 演習	2
	環境人間工学特論※	2
	環境人間工学演習※	2
	住環境管理論※	2
	住環境管理論演習※	2
	居住空間再生論※	2
	居住空間再生論演習※	2
	建築意匠特論	2
	空間デザイン演習	2
	建築環境計画特論	2
	施設デザイン演習	2
	居住空間環境学特論	2
	環境デザイン演習	2
	環境工学特論	2
	環境工学演習	2
	環境評価学特論	2
	環境評価学演習	2
	人体計測学特論	2
	人体計測学演習	2
	第四紀学特論	2
	生活工学デザインワークショップ (LIDEE)	2
	Project Based Learning A ※	2
	Project Based Learning B	2
	生活工学創発演習(基礎) A I ※	1
	生活工学創発演習(基礎) A II ※	1
	生活工学創発演習(発展) A I ※	1
	生活工学創発演習(発展) A II ※	1
	生活工学創発演習(基礎) B I	1
生活工学創発演習(基礎) B II	1	
生活工学創発演習(発展) B I	1	
生活工学創発演習(発展) B II	1	
生活空間特別演習※	1	
生活メディア情報処理演習※	1	
生活工学モデリング演習	1	
研究計画演習	1	
生活工学インターンシップ	2	
住環境学インターンシップ I	2	
住環境学インターンシップ II	2	
◎生活工学特別研究(修士)	10	

◎：専攻の必修科目

※：奈良女子大学開講科目

共通科目

	授 業 科 目	単位数
博士前期課程設置科目	生命倫理学特論	2
	ゲノム医学特論	2
	英語アカデミック・プレゼンテーション	2
	予測生物学	2
	データサイエンス特論	2
	データサイエンス実践	2
	プレゼンテーション論演習	2
	プレゼンテーション法研究	1
	サイエンス・リーディング	1
	サイエンス・コミュニケーション論	2
	サイエンス・ライティング(基礎)	1
	科学教育企画特論(基礎)	1
	科学教育に生かす倫理思想とカウンセリング技術	1
	英語アカデミック・ライティング	2
	アカデミック女性リーダーへの道(基礎編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(応用編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(ロールモデル編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(実践編)	2
	男女共同参画国際演習 I	2
	男女共同参画国際演習 II	2
	男女共同参画国際演習 III	2
	男女共同参画国際演習 IV	2
	リーダーシップ国際演習 I	2
	リーダーシップ国際演習 II	2
	リーダーシップ国際演習 III	2
	リーダーシップ国際演習 IV	2
	エビデンス食教育論	2
	食育研究コロキウム	2
	食のサイエンス	2
	食をめぐる環境論	2
	食文化論	2
	国際日本文化論	2
トランス・サイエンス論	2	
科学史・科学社会学特論	2	
行政特論	2	
経済政策特論	2	

	授 業 科 目	単位数
博士前期課程設置科目	消費社会とジェンダー論	2
	消費者市民社会と消費者政策	2
	金融教育論	2
	産学連携 (実践編)	2
	Essential Mathematics for Global Leaders I	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2
	Essential Chemistry for Global Leaders I	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders I	2
	Project Based Team Study I	6
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2
	Essential Physics for Global Leaders II	2
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders II	2
	Essential Philosophy for Global Leaders	2
	Essential Ethics for Global Leaders	2
	Essential History for Global Leaders	2
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
	IT 活用法 I	2
	IT 活用法 II	2
	グローバル研修 I	1
	アウトリーチ実践	2
	プロジェクトマネジメント特論	2
	グローバル理工学特別講義 I	1
	グローバル理工学特別講義 II	1
	グローバル理工学特別講義 III	1
	グローバル理工学特別講義 IV	1
	グローバル理工学特別講義 V	1
	グローバル理工学特別講義 VI	1
	グローバル理工学特別講義 VII	1
	グローバル理工学特別実習 I	1
	グローバル理工学特別実習 II	1
	グローバル理工学特別実習 III	1
	グローバル理工学特別実習 IV	1
	グローバル理工学特別実習 V	1
	グローバル理工学特別実習 VI	1
	グローバル理工学特別実習 VII	1
	* Special Lectures in Humanities and Sciences I	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences II	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences III	2
* 日本語夏季演習 I	2	
* 日本語夏季演習 II	2	
* 日本語夏季演習 III	2	
* 日本語夏季演習 IV	2	
* 国際協働研究実習 I	2	
* 国際協働研究実習 II	2	
* Global Research Projects in Humanities and Sciences I	2	
* Global Research Projects in Humanities and Sciences II	2	
* Global Research Projects in Humanities and Sciences III	2	
* インターンシップ (大学院)	2	
* Ocha-Solution Program (応用)	2	
* 科学教育特別研究	4	
* 科学教育基礎	2	
* 科学教育 I	2	
* 科学教育 II	2	
* 科学教育教材研究	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 (E S A) I	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 (E S A) II	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 III	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 IV	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 V	2	
* 上級英語コミュニケーション演習 VI	2	
* 上級英語演習 I (R/W)	2	
* 上級英語演習 II (R/W)	2	
* 上級英語演習 III (L/S)	2	
* 上級英語演習 IV (L/S)	2	
* TOEFL 対策演習 R/L	2	
* TOEFL 対策演習 S/W	2	
* IELTS 対策演習 R/L	2	
* IELTS 対策演習 S/W	2	
* 時事英語演習 I	2	
* 時事英語演習 II	2	
* ビジネス英語演習 I	2	
* ビジネス英語演習 II	2	
* 英語プレゼンテーション演習 I	2	
* 英語プレゼンテーション演習 II	2	
* 「平和と共生」実践演習	2	
* 国際共生社会論フィールド実習	2	
* アートマネジメント特別講義 I	2	
* アートマネジメント特別講義 II	2	
* アートマネジメント特別演習 I	2	
* アートマネジメント特別演習 II	2	

	授 業 科 目	単位数
博士前期課程設置科目	* 未来起点研究 I	2
	* 未来起点研究 II	2
	* 未来起点研究 III	2
	* 未来起点研究 IV	2
	* 女性活躍推進講座	2
博士後期課程設置科目	キャリア開発特論 (基礎編)	2
	キャリア開発特論 (応用編)	2
	キャリア開発特論 (ロールモデル編)	2
	キャリア開発特論 (実践編)	2
	グローバル女性リーダー特論 (基礎編)	2
	グローバル女性リーダー特論 (応用編)	1
	グローバル女性リーダー特論 (ロールモデル編)	1
	グローバル女性リーダー特論 (実践編)	1
	Project Based Team Study II	8
	グローバル研修 II	2
* プロフェッショナルインターンシップ	1	

* : 修了に必要な単位に含めることができない。
備考 博士前期課程共通科目として単位を修得した科目は履修できない。

博士後期課程

比較社会文化学専攻

	授 業 科 目	単位数
国際日本学	日本語分析論	2
	日本語分析論演習	2
	日本語情報論	2
	日本語情報論演習	2
	日本上代言語文化論	2
	日本上代言語文化論演習	2
	日本中古言語文化論	2
	日本中古言語文化論演習	2
	日本中世言語文化論	2
	日本中世言語文化論演習	2
	日本近世言語文化論演習	2
	日本近世言語文化論	2
	日本近代言語文化論演習	2
	日本近代言語文化論	2
	日本現代言語文化論演習	2
	日本現代言語文化論	2
	日本伝統芸能論	2
	日本伝統芸能論演習	2
	応用言語学研究	2
	応用言語学演習	2
	言語コミュニケーション論	2
	言語コミュニケーション論演習	2
	倫理思想研究論	2
	倫理思想研究論演習	2
	文化思想分析論	2
	文化思想分析論演習	2
	日本文化基層論	2
	日本古代史研究	2
	日本宗教社会史論	2
	日本中世史研究	2
	日本社会分析論	2
	日本近世史研究	2
	日本外交分析論	2
	日本近現代史研究	2
	日本民俗文化論	2
	日本民俗文化論演習	2
	国際日本学研究論	2
	国際日本学研究論演習	2
	国際日本分析論	2
	比較日本文学演習	2
	国際日本分析論演習	2
	文化情報伝達論	2
	文化情報伝達論演習	2
多文化間心理学研究	2	
多文化間心理学演習	2	
日本考古学特論	2	
日本考古学特論演習	2	
舞踊文化分析論	2	
舞踊文化分析論演習	2	
日本語教育論	2	
日本語教育論演習	2	
第二言語習得論	2	
第二言語習得論演習	2	
言語文化論	中国語圏言語文化論	2
	中国語圏言語文化論演習	2
	中国近代文学論	2
	中国近代文学論演習	2
	中国言語芸術・批評論	2
	中国言語芸術・批評論演習	2
中国民間文化論	2	
中国民間文化論演習	2	

	授 業 科 目	単位数	
言語文化論	仏語圏思想論	2	
	仏語圏思想論演習	2	
	仏語圏言語芸術論	2	
	仏語圏言語芸術論演習	2	
	仏語圏文化論	2	
	仏語圏文化論演習	2	
	独語圏文化論	2	
	独語圏文化論演習	2	
	イギリス言語文化論	2	
	イギリス言語文化論演習	2	
	テキスト文化論	2	
	テキスト文化論演習	2	
	表象文化論	2	
	表象文化論演習	2	
	理論文化学	2	
	理論文化学演習	2	
	アメリカ言語文化論	2	
	アメリカ言語文化論演習	2	
	日英比較語用論	2	
	日英比較語用論演習	2	
	テキスト言語学	2	
	テキスト言語学演習	2	
	英語教育論	2	
	英語教育論演習	2	
	第二言語（英語）教育論	2	
	第二言語（英語）教育論演習	2	
	文法理論	2	
	文法理論演習	2	
	形式意味論	2	
	形式意味論演習	2	
	第一言語習得論	2	
	第一言語習得論演習	2	
	比較社会論	西洋政治思想史論	2
		西洋政治思想史論演習	2
		基礎概念論	2
		比較概念論演習	2
		比較思想論	2
		比較思想論演習	2
認識論・知識の哲学		2	
認識論・知識の哲学演習		2	
比較アジア論		2	
アジア歴史文化研究		2	
イスラム社会論		2	
イスラム歴史文化研究		2	
社会的ネットワーク論		2	
西洋中世史研究		2	
西洋政治社会論		2	
西洋近世史研究		2	
比較スポーツマネジメント論		2	
比較スポーツマネジメント論演習		2	
文化構造論		2	
文化構造論演習		2	
表象芸術論	比較芸術論	2	
	比較芸術論演習	2	
	西洋美術論	2	
	西洋美術論演習	2	
	西洋服飾論	2	
	西洋服飾論演習	2	
	服飾文化資源論	2	
	服飾文化資源論演習	2	
	比較文化論	2	
	比較文化論演習	2	
	比較舞踊論	2	
	比較舞踊論演習	2	
	舞踊表現論	2	
	舞踊表現論演習	2	
	民族舞踊論	2	
	民族舞踊論演習	2	
	音楽理論	2	
	音楽理論演習	2	
	音楽表象論	2	
	音楽表象論演習	2	
	音楽文化論	2	
	音楽文化論演習	2	
	声楽表現論	2	
	声楽表現論演習	2	
	器楽演奏論	2	
	器楽演奏論演習	2	
	表象芸術論	2	
	博物館活動論	2	
博物館活動論演習	2		

	授 業 科 目	単位数
専攻共通	比較社会文化研究報告（基礎）	1
	比較社会文化研究報告（発展）	1
	比較社会文化論文指導	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

人間発達科学専攻

	授 業 科 目	単位数
教育科学	カリキュラム論	2
	カリキュラム論演習	2
	教育社会学論	2
	教育社会学方法論演習	2
	教育史論	2
	教育史論演習	2
	比較教育思想史論	2
	比較教育思想史論演習	2
	国際教育開発論	2
	国際教育開発論演習	2
心理学	発達心理学先端研究	2
	発達心理学先端研究演習	2
	認知科学論	2
	認知科学論演習	2
	メディア心理学	2
	メディア心理学演習	2
	発達精神病理学	2
	発達精神病理学演習	2
	健康行動論	2
	健康行動論演習	2
文化心理学	2	
文化心理学演習	2	
心理学プレゼンテーション研究	2	
発達臨床心理学	臨床心理学研究論（基礎）	1
	臨床心理学研究論（発展）	1
	非行臨床論	2
	非行臨床論演習	2
	生涯発達臨床心理学	2
	生涯発達臨床心理学演習	2
	コミュニティ心理学特論	2
	コミュニティ心理学演習	2
	心理療法論	2
	心理療法論演習	2
障害臨床論	2	
障害臨床論演習	2	
社会学・社会政策	社会科学方法論	2
	社会科学方法論演習	2
	社会コミュニケーション論	2
	社会コミュニケーション論演習	2
	家族変容論	2
	家族変容論演習	2
比較法社会論	2	
比較法社会論演習	2	
生活者環境論	2	
生活者環境論演習	2	
保育・児童学	幼児教育論	2
	幼児教育論演習	2
	教育文化論	2
	教育文化論演習	2
保育関係論	2	
保育関係論演習	2	
専攻共通	人間発達科学研究報告（基礎）	1
	人間発達科学研究報告（発展）	1
	人間発達科学論文指導	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

ジェンダー学際研究専攻

	授 業 科 目	単位数
ジェンダー論	ジェンダー史論	2
	ジェンダー史論演習	2
	ジェンダー政治経済学	2
	ジェンダー政治経済学演習	2
	家族論	2
	家族論演習	2
	男女平等政策論	2
	男女平等政策論演習	2
	比較家族法論	2
	比較家族法論演習	2
	地域分析論	2
	地域分析論演習	2
	地域研究論	2
	地域研究論演習	2
	労働論	2

	授 業 科 目	単位数
ジェンダー論	労働論演習	2
	生活経済論特論	2
	生活経済論特論演習	2
	比較文化ジェンダー論	2
	比較文化ジェンダー論演習	2
	フェミニスト経済学	2
	フェミニスト経済学演習	2
	社会保障論特論演習	2
	人口論演習	2
	世界政治論	2
	世界政治論演習	2
	グローバル・ガバナンス論	2
	グローバル・ガバナンス論演習	2
	比較政治論	2
	比較政治論演習	2
	文化変容論	2
	文化変容論演習	2
	国際協力論特論	2
	国際協力論特論演習	2
	ジェンダー科学技術論演習	2
福祉地理学	2	
福祉地理学演習	2	
環境地理学	2	
環境地理学演習	2	
ジェンダー理論文化学	2	
専攻共通	ジェンダー学際研究報告（基礎）	1
	ジェンダー学際研究報告（発展）	1
	ジェンダー学際研究論文指導	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

ライフサイエンス専攻

	授 業 科 目	単位数
生命科学	生態環境応答	2
	生態環境応答演習	2
	計算構造生物学	2
	計算構造生物学演習	2
	構造植物科学	2
	構造植物科学演習	2
	発生機構学	2
	発生機構学演習	2
	細胞・発生生物学	2
	細胞・発生生物学演習	2
	理科教育学	2
	理科教育学演習	2
	植物オルガネラ動態学	2
	植物オルガネラ動態学演習	2
	分子細胞機能	2
	分子細胞機能演習	2
	分子細胞生物学	2
	分子細胞生物学演習	2
	分子細胞運動	2
	細胞神経生理学	2
	細胞神経生理学演習	2
	生体応答ダイナミクス	2
	生体応答ダイナミクス演習	2
	植物分子生理学	2
	植物分子生理学演習	2
	進化多様性	2
	進化多様性演習	2
	先端動物学	2
	動物学応用演習	2
	生物圏科学	2
	生物圏科学演習	2
	生体高分子科学	2
	生体高分子科学演習	2
	生体分子科学	2
	生体分子科学演習	2
	ゲノム情報学	2
	ゲノム情報学演習	2
	生体ネットワーク解析学	2
	生体ネットワーク解析学演習	2
	生体防御システム	2
生体防御システム演習	2	
中枢神経科学	2	
中枢神経科学演習	2	
シグナル伝達機構	2	
シグナル伝達機構演習	2	
食品栄養科学	嗜好性設計学	2
	嗜好性設計学演習	2
	食品貯蔵学	2
	食品貯蔵学演習	2
	食品生理機能学	2
	食品生理機能学演習	2

	授 業 科 目	単位数
食品栄養科学	栄養制御学	2
	栄養制御学演習	2
	分子栄養学	2
	分子栄養学演習	2
	栄養臨床医学・疫学	2
	栄養臨床医学・疫学演習	2
	環境医学	2
	環境医学演習	2
	病態制御学	2
	病態制御学演習	2
	国際公衆栄養学	2
	国際公衆栄養学演習	2
	食行動学	2
	食行動学演習	2
	食品安全管理学	2
	食品安全管理学演習	2
	食品バイオテクノロジー	2
	食品バイオテクノロジー演習	2
	食健康医学	2
	食健康医学演習	2
給食品質管理論	2	
給食品質管理演習	2	
遺伝カウンセリング	遺伝カウンセリング論	2
	遺伝カウンセリング論演習	2
	情報分子論	2
	情報分子論演習	2
	アレルギー学	2
	アレルギー学演習	2
	人類生殖・発生学	2
	人類生殖・発生学演習	2
	ゲノム遺伝学	2
	ゲノム遺伝学演習	2
	遺伝カウンセリング分野発達心理学	2
	遺伝カウンセリング分野発達心理学演習	2
	遺伝カウンセリング分野発達臨床心理学	2
	遺伝カウンセリング分野発達精神病理学	2
	遺伝カウンセリング分野発達精神病理学演習	2
遺伝カウンセリング分野障害臨床論	2	
遺伝カウンセリング分野障害臨床論演習	2	
分子集団遺伝学	2	
分子集団遺伝学演習	2	
専攻共通	ライフサイエンス研究報告（基礎）	1
	ライフサイエンス研究報告（発展）	1
	ライフサイエンス論文指導	2
	特別講義（博士後期課程）	2
	*食育総合研究 *C S T総合研究	3 3

◎：専攻の必修科目

*：修了に必要な単位に含めることができない。

理学専攻

	授 業 科 目	単位数	
数学	数理多様体構造論	2	
	数理多様体構造論演習	2	
	確率解析論	2	
	確率解析論演習	2	
	数理解析論	2	
	数理解析論演習	2	
	関数解析論	2	
	関数解析論演習	2	
	代数表現論	2	
	代数表現論演習	2	
	整数構造論	2	
	整数構造論演習	2	
	ホモトピー数学	2	
	ホモトピー数学演習	2	
	組み合わせ構造論	2	
	組み合わせ構造論演習	2	
	特異点論	2	
	特異点論演習	2	
	大域幾何構造論	2	
	大域幾何構造論演習	2	
	大域解析学	2	
	大域解析学演習	2	
	物理科学	統計物理学	2
		統計物理学演習	2
		凝縮系科学	2
凝縮系科学演習		2	
ゲージ理論		2	
ゲージ理論演習		2	
宇宙天体物理学	2		
宇宙天体物理学演習	2		
極端条件科学	2		

	授業科目	単位数
物理科学	極端条件科学演習	2
	ナノスケール物理	2
	ナノスケール物理演習	2
	複雑系の秩序形成	2
	複雑系の秩序形成演習	2
	ソフトマテリアルズの物理	2
	ソフトマテリアルズの物理演習	2
	非線形現象解析	2
	非線形現象解析演習	2
	高エネルギー物理	2
	高エネルギー物理演習	2
	強相関物理	2
	強相関物理演習	2
	応用物性科学	2
	応用物性科学演習	2
放射線環境学	2	
放射線環境学演習	2	
化学・生物化学	複雑系量子化学	2
	複雑系量子化学演習	2
	動的溶液化学	2
	動的溶液化学演習	2
	機能性有機化学	2
	機能性有機化学演習	2
	有機反応設計	2
	有機反応設計演習	2
	複雑系分析化学	2
	複雑系分析化学演習	2
	ナノ界面化学	2
	ナノ界面化学演習	2
	構造分子科学	2
	構造分子科学演習	2
	糖鎖生物化学	2
	糖鎖生物化学演習	2
	細胞機能化学	2
	細胞機能化学演習	2
	超分子構造化学	2
	超分子構造化学演習	2
機能性錯体化学	2	
機能性錯体化学演習	2	
ナノ構造材料化学	2	
ナノ構造化学演習	2	
情報科学	非可換解析論	2
	非可換解析論演習	2
	画像情報論	2
	画像情報論演習	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション論	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション論演習	2
	情報ネットワーク論	2
	情報ネットワーク論演習	2
	知能情報処理論	2
	知能情報処理論演習	2
	コンピュータ援用論	2
	コンピュータ援用論演習	2
	プログラム変換論	2
	プログラム変換論演習	2
	数理言語科学論	2
	数理言語科学論演習	2
	統計数理論	2
統計数理論演習	2	
分子ロボティクス論	2	
分子ロボティクス論演習	2	
専攻共通	理学研究報告(基礎)	1
	理学研究報告(発展)	1
	理学論文指導	2
	特別講義(博士後期課程)	2

◎：専攻の必修科目

生活工学共同専攻

	授業科目	単位数
専攻共通	生活工学特別講義A(発展)※	1
	生活工学特別講義B(発展)	1
	◎研究倫理・研究マネジメント	1
	知的財産論(発展)	1
	研究計画演習(発展)	1
	繊維素材分子論※	2
	繊維素材分子論演習※	2
	生活工学先端材料論※	2
	生活工学先端材料論演習※	2
	生体材料物性※	2
	生体材料物性演習※	2
	環境材料機能学	2
	環境材料機能学演習	2
	衣工学	2
	衣工学演習	2

	授業科目	単位数
専攻共通	人間情報学※	2
	人間情報学演習※	2
	知能情報処理論※	2
	知能情報処理論演習※	2
	五感情報処理論※	2
	五感情報処理論演習※	2
	実世界計算機論	2
	実世界計算機論演習	2
	環境生理心理論※	2
	環境生理心理論演習※	2
	居住環境管理論※	2
	居住環境管理論演習※	2
	居住空間構成計画論※	2
	居住空間構成計画論演習※	2
	環境衛生工学特論	2
	環境衛生工学演習	2
	ライフサイクルアセスメント	2
	ライフサイクルアセスメント演習	2
	建築計画論	2
	建築計画論演習	2
	建築環境論	2
	建築環境論演習	2
	建築設計学	2
	建築設計学演習	2
	生活支援工学	2
	生活支援工学演習	2
	生活環境史特論	2
生活環境史演習	2	
生活工学ゼミナールⅠ	2	
生活工学ゼミナールⅡ	2	
生活工学ゼミナールⅢ	2	
生活工学デザインワークショップ(LIDEE実践)	2	
生活工学3Dデジタルデザイン演習	2	
インターンシッププロジェクト	2	
◎生活工学特別研究(博士)	10	

◎：専攻の必修科目

※：奈良女子大学開講科目

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	生命倫理学特論	2
	ゲノム医学特論	2
	英語アカデミック・プレゼンテーション	2
	予測生物学	2
	データサイエンス特論	2
	データサイエンス実践	2
	プレゼンテーション論演習	2
	プレゼンテーション法研究	1
	サイエンス・リーディング	1
	サイエンス・コミュニケーション論	2
	サイエンス・ライティング(基礎)	1
	科学教育企画特論(基礎)	1
	科学教育に生かす倫理思想とカウンセリング技術	1
	英語アカデミック・ライティング	2
	アカデミック女性リーダーへの道(基礎編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(応用編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(ロールモデル編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(実践編)	2
	男女共同参画国際演習Ⅰ	2
	男女共同参画国際演習Ⅱ	2
	男女共同参画国際演習Ⅲ	2
	男女共同参画国際演習Ⅳ	2
	リーダーシップ国際演習Ⅰ	2
	リーダーシップ国際演習Ⅱ	2
	リーダーシップ国際演習Ⅲ	2
	リーダーシップ国際演習Ⅳ	2
	エビデンス食教育論	2
	食育研究コロキウム	2
	食のサイエンス	2
	食をめぐる環境論	2
	食文化論	2
	国際日本文化論	2
	トランス・サイエンス論	2
	科学史・科学社会学特論	2
	行政特論	2
	経済政策特論	2
	消費社会とジェンダー論	2
	消費者市民社会と消費者政策	2
	金融教育論	2
	産学連携(実践編)	2
	Essential Mathematics for Global Leaders I	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2
Essential Chemistry for Global Leaders I	2	
Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2	

	授 業 科 目	単位数
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders I	2
	Project Based Team Study I	6
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2
	Essential Physics for Global Leaders II	2
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders II	2
	Essential Philosophy for Global Leaders	2
	Essential Ethics for Global Leaders	2
	Essential History for Global Leaders	2
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
	IT 活用法 I	2
	IT 活用法 II	2
	グローバル研修 I	1
	アウトリーチ実践	2
	プロジェクトマネジメント特論	2
	グローバル理工学特別講義 I	1
	グローバル理工学特別講義 II	1
	グローバル理工学特別講義 III	1
	グローバル理工学特別講義 IV	1
	グローバル理工学特別講義 V	1
	グローバル理工学特別講義 VI	1
	グローバル理工学特別講義 VII	1
	グローバル理工学特別実習 I	1
	グローバル理工学特別実習 II	1
	グローバル理工学特別実習 III	1
	グローバル理工学特別実習 IV	1
	グローバル理工学特別実習 V	1
	グローバル理工学特別実習 VI	1
	グローバル理工学特別実習 VII	1
	* Special Lectures in Humanities and Sciences I	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences II	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences III	2
	* 日本語夏季演習 I	2
	* 日本語夏季演習 II	2
	* 日本語夏季演習 III	2
	* 日本語夏季演習 IV	2
	* 国際協働研究実習 I	2
	* 国際協働研究実習 II	2
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences I	2
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences II	2
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences III	2
	* インターンシップ (大学院)	1
	* Ocha-Solution Program (応用)	2
	* 科学教育特別研究	4
	* 科学教育基礎	2
	* 科学教育 I	2
	* 科学教育 II	2
	* 科学教育教材研究	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 (ESA) I	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 (ESA) II	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 III	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 IV	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 V	2
	* 上級英語コミュニケーション演習 VI	2
	* 上級英語演習 I (R/W)	2
	* 上級英語演習 II (R/W)	2
	* 上級英語演習 III (L/S)	2
	* 上級英語演習 IV (L/S)	2
	* TOEFL 対策演習 R/L	2
	* TOEFL 対策演習 S/W	2
	* IELTS 対策演習 R/L	2
	* IELTS 対策演習 S/W	2
	* 時事英語演習 I	2
	* 時事英語演習 II	2
	* ビジネス英語演習 I	2
	* ビジネス英語演習 II	2
	* 英語プレゼンテーション演習 I	2
	* 英語プレゼンテーション演習 II	2
	* 「平和と共生」実践演習	2
	* 国際共生社会論フィールド実習	2
	* アートマネジメント特別講義 I	2
	* アートマネジメント特別講義 II	2
	* アートマネジメント特別演習 I	2
	* アートマネジメント特別演習 II	2
	* 未来起点研究 I	2
	* 未来起点研究 II	2
	* 未来起点研究 III	2
	* 未来起点研究 IV	2
	* 女性活躍推進講座	2

博士前期課程設置科目

	授 業 科 目	単位数
博士後期課程設置科目	キャリア開発特論 (基礎編)	2
	キャリア開発特論 (応用編)	2
	キャリア開発特論 (ロールモデル編)	2
	キャリア開発特論 (実践編)	2
	グローバル女性リーダー特論 (基礎編)	2
	グローバル女性リーダー特論 (応用編)	1
	グローバル女性リーダー特論 (ロールモデル編)	1
	グローバル女性リーダー特論 (実践編)	1
	Project Based Team Study II	8
	グローバル研修 II	2
* プロフェッショナルインターンシップ	1	

* : 修了に必要な単位に含めることができない。

備考 博士前期課程共通科目として単位を修得した科目は履修できない。

別表第3 (第20条関係)

課程	専攻	免許状の種類
博士前期課程	比較社会文化学専攻	中学校教諭専修免許状 (国語) 中学校教諭専修免許状 (中国語) 中学校教諭専修免許状 (英語) 中学校教諭専修免許状 (社会) 中学校教諭専修免許状 (保健体育) 中学校教諭専修免許状 (音楽) 中学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (国語) 高等学校教諭専修免許状 (中国語) 高等学校教諭専修免許状 (英語) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史) 高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 高等学校教諭専修免許状 (音楽) 高等学校教諭専修免許状 (家庭)
	人間発達科学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語) 中学校教諭専修免許状 (社会) 中学校教諭専修免許状 (数学) 中学校教諭専修免許状 (理科) 中学校教諭専修免許状 (音楽) 中学校教諭専修免許状 (美術) 中学校教諭専修免許状 (保健体育) 中学校教諭専修免許状 (保健) 中学校教諭専修免許状 (技術) 中学校教諭専修免許状 (家庭) 中学校教諭専修免許状 (職業) 中学校教諭専修免許状 (職業指導) 中学校教諭専修免許状 (英語) 中学校教諭専修免許状 (フランス語) 中学校教諭専修免許状 (中国語) 中学校教諭専修免許状 (宗教) 高等学校教諭専修免許状 (国語) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史) 高等学校教諭専修免許状 (公民) 高等学校教諭専修免許状 (数学) 高等学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (音楽) 高等学校教諭専修免許状 (美術) 高等学校教諭専修免許状 (工芸) 高等学校教諭専修免許状 (書道) 高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 高等学校教諭専修免許状 (保健) 高等学校教諭専修免許状 (看護) 高等学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (情報) 高等学校教諭専修免許状 (農業) 高等学校教諭専修免許状 (工業) 高等学校教諭専修免許状 (商業) 高等学校教諭専修免許状 (水産) 高等学校教諭専修免許状 (福祉) 高等学校教諭専修免許状 (商船) 高等学校教諭専修免許状 (職業指導) 高等学校教諭専修免許状 (英語) 高等学校教諭専修免許状 (フランス語) 高等学校教諭専修免許状 (中国語) 高等学校教諭専修免許状 (宗教)
	ジェンダー社会科学専攻	中学校教諭専修免許状 (社会) 中学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史) 高等学校教諭専修免許状 (公民) 高等学校教諭専修免許状 (家庭)
	ライフサイエンス専攻	中学校教諭専修免許状 (家庭) 中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	理学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 中学校教諭専修免許状 (数学) 高等学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (数学) 高等学校教諭専修免許状 (情報)
	生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (家庭)

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記すべき専攻分野の名称については、次の表のとおりとする。

学部又は研究科		学位	専攻分野の名称
文教育学部		学士	人文科学
理学部			理学
生活科学部	食物栄養学科		生活科学
	人間・環境科学科		生活科学
	人間生活学科	生活科学	
	心理学科	心理学	
大学院人間文化創成科学研究科	博士前期課程	修士	比較社会文化学専攻
			人間発達科学専攻
			ジェンダー社会科学専攻
			ライフサイエンス専攻
			理学専攻
			生活工学共同専攻
	博士後期課程	博士	比較社会文化学専攻
			人間発達科学専攻
			ジェンダー学際研究専攻
			ライフサイエンス専攻
			理学専攻
			生活工学共同専攻

第3条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学(この条において「お茶の水女子大学」とする。)の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

第5条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

第6条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者が学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、授与することができる。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しただけで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。

(学位記の授与及び様式)

第7条 学長は、学位を授与すべき者に学位記を授与する。また、前2条に基づく学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 学位記は、学士の学位にあっては、別記様式第1号、修士の学位にあっては別記様式第2号の1から第2号の3まで並びに博士の学位にあっては別記様式第3号の1から第3号の3まで及び別記様式第4号に定めるとおりとする。

(学位論文の提出)

第8条 修士及び博士の学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

第9条 第6条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項に規定する者が退学後1年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料を納付することを要しない。

3 提出された学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査の付託)

第10条 学長は、学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第11条 教授会は、前条に規定する審査を付託されたときは、修士論文の審査については2人以上、博士論文の審査については5人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 修士論文の審査については、審査委員は当該専攻の教員及び関連する科目の担当教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、客員教授若しくは客員准教授(以下「客員教授等」という。)又は学内の教員を加えることができる。

博士論文の審査については、審査委員会は博士後期課程の教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、博士後期課程の客員教授等、学内の教員又は外部審査委員を加えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻(以下「生活工学共同専攻」という。)の修士論文の審査については、審査委

員は本学生活工学共同専攻又は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の教員及び関連する科目の担当教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、本学客員教授等又は学内の教員を加えることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、生活工学共同専攻の博士論文の審査については、審査委員は本学博士後期課程又は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程の教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、本学博士後期課程の客員教授等、学内の教員又は外部審査委員を加えることができる。

5 審査委員会は、修士論文の審査については、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。博士論文の審査については、学位論文の審査、試験及び学力の確認に関する事項を行うものとする。

6 審査委員会の運営に関する事項は、教授会において定める。

(学位論文の審査の協力)

第12条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び試験等)

第13条 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第14条 博士論文の審査における学力の確認は、試問の方法により行うものとする。

2 前項に規定する試問は、口答又は筆答とし、外国語については1種類以上を課する。

3 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、学力の確認のための試問の一部又は全部を行う必要がないと認めるときは、教授会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって学力の確認のための試問の一部又は全部に代えることができる。

(学力確認等の特例)

第15条 第6条第3項に規定する者が、退学後3年以内に学位論文を提出した場合は、学力の確認を行わないことができる。

2 学位論文の審査の結果、その内容が不良であるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第16条 審査委員会は、次に掲げる期間中に、博士論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

(1) 本学大学院の博士後期課程修了予定の者にあつては、学年度末までとする。

(2) 第6条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

(審査委員会の報告)

第17条 修士論文の審査については、審査委員会は、審査を終了したときは直ちに、学位論文の審査の結果を試験の結果とともに大学院人間文化創成科学研究科長(以下「研究科長」という。)に報告しなければならない。博士論文の審査については、審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは直ちに、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科長に文書で報告しなければならない。ただし、第6条第2項及び第3項に規定する者の場合は、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条各項の規定に該当する場合は、当該要旨の添付を要しない。

(教授会の審議)

第18条 教授会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、構成員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない構成員は構成員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第19条 教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決をする場合には、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位論文の要旨等の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を国立大学法人お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション(英文名称「TeaPot: Ochanomizu University Web Library—Institutional Repository」。以下「コレクション」という。)の利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、お茶の水女子大学審査学位論文であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、コレクションの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に所定の報告をし、学位簿に登録する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月16日)

この規則は、平成17年11月16日から施行する。

附 則(平成19年2月21日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に大学院人間文化研究科に在学する学生の学位については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月17日)
この規則は、平成25年4月17日から施行する。
附 則(平成26年3月26日)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成28年3月25日)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成30年3月30日)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年3月27日)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月27日)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年9月16日)
この規則は、令和2年9月16日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)
学士の卒業証書・学位記

第 号	<table border="1"><tr><td>大学印</td></tr></table>	大学印	<table border="1"><tr><td>学部印</td></tr></table>	学部印	お茶の水女子大学○○学部長 氏名印	右の認定により本学を卒業したので 学士(○○○)の学位を授与する	お茶の水女子大学○○学科所定の 課程を修めたことを認める	年 月 日	氏 名 年 月 日生	卒業証書・学位記
	大学印									
学部印										
お茶の水女子大学長 氏名印										

別記様式第2号の1(第7条関係)
論文の審査による修士の学位記

学位記	氏名	氏名
	年 月 日生	
		本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので 修士(○○○)の学位を授与する
第 号	年 月 日	
		お茶の水女子大学 印

別記様式第2号の2(第7条関係)
研究成果の審査による修士の学位記

学位記	氏名	氏名
	年 月 日生	
		本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士前期課程におい て所定の単位を修得し特定の課題に ついての研究の成果の審査及び 最終試験に合格したので 修士(○○○)の学位を授与する
第 号	年 月 日	
		お茶の水女子大学 印

別記様式第2号の3(第7条関係)

博士前期課程生活工学共同専攻修了による修士の学位記

学位記	氏名	お茶の水女子大学大学院人間文化創成 科学研究科及び奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科生活工学 共同専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので 修士(○○○)の学位を授与する	年 月 日	第 号
				お茶の水女子大学 奈良女子大学 印 印

別記様式第3号の1(第7条関係)

課程修了による博士の学位記

学位記	氏名	本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士後期課程を 修了したので博士(○○○)の 学位を授与する	年 月 日	博士第 号
		論文題目		お茶の水女子大学 印

別記様式第3号の2(第7条関係)

博士後期課程生活工学共同専攻修了による博士の学位記

学位記	氏名	お茶の水女子大学大学院人間文化創成 科学研究科及び奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科生活工学 共同専攻の博士後期課程を修了したので 博士(○○○)の学位を授与する
	年 月 日生	
	年 月 日	論文題目
博士第 号	お茶の水女子大学 奈良女子大学	
	印 印	

別記様式第3号の3(第7条関係)

課程修了による博士の学位記(博士課程教育リーディングプログラム)

学位記	氏名	本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士後期課程及び グローバル理工学副専攻プログラムの 課程を修了したので博士(○○○)の 学位を授与する
	年 月 日生	
	年 月 日	論文題目
博士第 号	お茶の水女子大学	
	印	

学位記

氏名

年 月 日生

本学に学位論文を提出しその
審査及び試験に合格しかつ所定の
学力を有するものと認定したので
博士(○○○)の学位を授与する
論文題目

年 月 日

お茶の水女子大学 印

博乙第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知総管情第85号)に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、保護法第2条第2項に規定する個人情報をいう。
- (2) 「個人識別符号」とは、保護法第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 「要配慮個人情報」とは、保護法第2条第4項に規定する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人情報」とは、保護法第2条第5項に規定する保有個人情報であって、本学が保有するものをいう。
- (5) 「個人情報ファイル」とは、保護法第2条第6項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (6) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 「非識別加工情報」とは、保護法第2条第8項に規定する情報をいう。
- (8) 「独立行政法人等非識別加工情報」とは、保護法第2条第9項に規定する非識別加工情報をいう。
- (9) 「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、保護法第2条第10項に規定する情報の集合物をいう。
- (10) 「削除情報」とは、保護法第44条の2第3項に規定する記述等及び個人識別符号をいう。
- (11) 「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (12) 「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (13) 「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (14) 「部局」とは、学長戦略機構、監査室、各学部、大学院人間文化創成科学研究科、附属図書館、保健管理センター、基幹研究院、グローバル女性リーダー育成研究機構、ヒューマンライフイノベーション開発研究機構、理系女性教育開発共同機構、各学内共同教育研究施設、附属学校部、学校教育研究部、各附属学校、保育所、こども園及び事務組織をいう。

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、総務を担当する副学長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括するものとする。

(保護担当者)

第4条 保有個人情報を取り扱う部局に、保護管理者を置き、当該部局の長(学長戦略機構及び監査室にあつては、総務を担当する副学長)をもって充てる。

2 保護管理者は、各部局における保有個人情報の適切な管理を確保するものとする。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、取り扱うものとする。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報を取り扱う部局に、保護担当者を置き、当該部局の保護管理者が指定する部局の職員をもって充てる。

2 保護担当者は、各部局の保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を行うものとする。

(事務取扱責任者)

第6条 個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う監査室及び事務組織の各課(以下「室及び課」という。)に、事務取扱責任者を置き、室及び課の長をもって充てる。

2 事務取扱責任者は、本学における特定個人情報等を適切に管理するものとする。

(事務取扱担当者)

第7条 事務取扱責任者は、当該室及び課の職員の中から事務取扱担当者を置き、その役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者を補佐し、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)における保有個人情報等の管理に関する事務を行うものとする。

(監査責任者)

第8条 本学に、監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査するものとする。

(委員会)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下「職員」という。)に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のために、当該部局の職員に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

4 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

(職員の責務)

第11条 職員は、保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(個人情報等の保有の制限等)

第12条 保護管理者及び事務取扱責任者(以下「保護管理者等」という。)は、個人情報及び特定個人情報等(以下「個人情報等」という。)を保有するに当たっ

ては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を特定しなければならない。

- 2 役員及び職員は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。
- 3 保護管理者等は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第13条 役員及び職員は、保護管理者等の指示に従い、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成される記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第14条 役員及び職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。)及び削除情報に該当するものを除く。以下、次条及び第41条において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 役員及び職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び職員は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員及び職員に限るものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第16条 特定個人情報の利用については、前条(第2項第2号から第4号までの規定を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる本規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる本規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第1項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第15条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第15条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(保有個人情報等の提供)

第17条 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

- 4 事務取扱責任者は、番号法第19条各号に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第18条 本学が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法律により行う事務
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律により行う事務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)により行う事務
- (4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行う事務
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)により行う事務
- (6) 健康保険法(大正11年法律第70号)により行う事務
- (7) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により行う事務
- (8) 国民年金保険法(昭和34年法律第141号)により行う事務
- (9) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により行う事務
- (10) その他番号法及び関係法令により行う事務

(個人番号の収集・保管の制限)

- 第19条 本学は、前条に掲げる事務を行うために必要な場合を除き、個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。
- 2 本学は、事務を行うために個人番号の提供又は本人確認(以下「個人番号の提供等」という。)を求めた者がこれに応じない場合には、番号法の趣旨及び意義について説明し個人番号の提供等に応じるよう求めるものとする。
- 3 前項の求めにも関わらず個人番号の提供等に応じない場合には、その経緯等を記録するものとする。

(個人情報ファイル簿)

- 第20条 保護管理者等は、個人情報ファイル(保護法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。)及び特定個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル等」という。)を保有するに至ったときは、直ちに、保護法第11条第1項各号及び保護法第44条の3各号並びに保護法第44条の11の各号の事項を記載した別紙様式により個人情報ファイル簿を作成し、総括保護管理者に提出しなければならない。
- 2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条第5項に基づき、速やかに個人情報ファイル簿を国立大学法人お茶の水女子大学情報公開室において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 3 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。
- 4 保護管理者等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが保護法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除するように総括保護管理者に申し出なければならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

- 第21条 本学は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(アクセス制限)

- 第22条 保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。
- 2 アクセスする権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 第23条 保護管理者等は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。職員は、保護管理者等の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

- 第24条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者等の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

- 第25条 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を保護管理者等の指示する場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

- 第26条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

- 第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。
- 2 事務取扱責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報等の作成及び提供等)

- 第28条 本学は、保護法の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)を作成し、及び提供することができる。
- 2 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項は、別に定める。

(取扱区域)

- 第29条 事務取扱責任者は取扱区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

(アクセス制御)

- 第30条 保護管理者等は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下次条から第43条(第37条を除く。)までにおいて同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理者等は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時に見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

- 第31条 保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を5年間保存し、アクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理者等は、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者等は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第32条 保護管理者等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第33条 保護管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第34条 保護管理者等は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第35条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者等は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第36条 保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。職員は、これを踏まえその処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第37条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第38条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第39条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第40条 保護管理者等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第41条 保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第42条 保護管理者等は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者等が必要であると認めるときは、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第43条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退室の管理)

第44条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等(以下「情報サーバ室等」という。)に入室する権限を有する者を指定するとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報サーバ室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報サーバ室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報サーバ室等の管理)

第45条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第46条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第4項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先について、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に

係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

6 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名等を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第47条 情報漏えい等の安全確保の上で問題となる事案(以下単に「事案」という。)の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規則に違反している事実を知り又は兆候を把握した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者等に報告するものとする。

2 保護管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うこととする。

3 保護管理者等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

6 保護管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第48条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに関係する行政機関に情報提供を行う。

(監査)

第49条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第50条 保護管理者等は、部局又は室及び課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第51条 総括保護管理者又は保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(行政機関との連携)

第52条 本学は、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報を適切に管理するものとする。

(雑則)

第53条 この規則に定めるもののほか、個人情報等の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月18日)

この規則は、平成23年5月18日から施行する。

附 則(平成26年7月29日)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月18日)

この規則は、平成27年11月18日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日)

この規則は、平成31年2月20日から施行する。

別紙様式(第20条関係)

(省略)

平成23年3月28日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学学則(以下「学則」という。)第31条第1項第1号に規定する除籍及び第32条に規定する復籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 授業料を2期連続して滞納し、督促してもなお当該2期分を納入しない者は、2期目の末日をもって除籍する。

2 前項の期とは、学則第19条に定める前学期及び後学期であって、授業料納付義務のある学期をいう。

(除籍の手続)

第3条 除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務課は、授業料未納者及び当該授業料未納者の保証人に督促状を送付する。
- (2) 財務課は、学務課に授業料未納者を通知する。
- (3) 学科長(又はコース主任、講座主任)、指導教員、学年担当教員は、学務課とともに、2期連続して滞納した授業料未納者に、文書をもって修学意思の確認と授業料未納による除籍について説明を行い、また、当該授業料未納者の保証人に同様の措置を行う。
- (4) 除籍は、教授会の議を経て、学長が行う。
- (5) 学長名で、除籍通知書を学生に、その写しを当該授業料未納者の保証人に送付する。

(復籍の取扱い)

第4条 学長は、第2条の規定により除籍となった者が、除籍の日の翌日から起算して3年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、教授会の審査の上許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の前学期又は後学期の始めとする。

3 前2項の規定より復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

4 除籍となった事由が消滅し、復籍を願い出た者が除籍から退学に準ずる扱いへの変更を希望した場合は、学長の許可の下、原則として退学者と同様の扱いとする。

(復籍の制限)

第5条 第2条の規定により除籍した者が、復籍後に同条により再び除籍となった場合は、復籍を認めない。前条第4項により退学に準ずる扱いに変更になった者も同様とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前に除籍した者については、適用しない。
- 2 この規程の施行日の前日に在学し、この規程の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。
- 3 前項の規定により、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額に加えて、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料に相当する額を含めた額を納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

平成23年4月13日
制 定

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学に在籍する学生の旧姓及び通称名(以下「通称名等」という。)使用の取扱い及び手続等については、この要項の定めるところによる。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 戸籍又はパスポート等上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生が通称名を使用する場合
- (3) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(通称名等使用ができる文書等)

第3条 通称名等使用ができる文書等は、第4条に定める以外の文書等とする。

2 博士学位論文の申請、審査及び授与に関する書類並びに博士学位論文及び博士学位記における旧姓の併記については、別に定める。

(通称名等使用ができない文書等)

第4条 通称名等使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状申請書類
- (2) 管理栄養士国家試験出願書類及び栄養士免許申請書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、通称名等の使用が認められていないもの
- (4) その他通称名等使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(通称名等使用の申出)

第5条 通称名等使用を希望する学生は、通称名等使用申出書(別紙様式1)に確認書類を添えて、学務課に提出しなければならない。

(通称名等使用の中止)

第6条 通称名等を使用している学生が、使用を中止する場合、通称名等使用中止届(別紙様式2)を学務課に提出しなければならない。

(記録)

第7条 通称名等使用の申出又は通称名等使用の中止についての届出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第8条 卒業、修了又は退学時に通称名等使用をしていた学生に係る文書等(第4条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名等で行うものとする。

(通称名等使用に伴う証明等)

第9条 通称名等使用の学生から、文書等(学位記を含む。)の戸籍上の氏名と通称名等の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、通称名等使用を認めている。」旨が記載された文書(別紙様式3)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式 1

(別紙様式 1)

通称名等使用申出書

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部 (又は大学院)
学科 (又は専攻)
学年
氏名 印

下記のとおり通称名等を使用したいので、確認書類を添えて下記のとおり申し上げます。

記

1. 使用する通称名等 (フリガナ)

2. 使用理由 (該当の番号に○を記入)

(1) 旧姓を使用 (確認書類: 戸籍抄本又は旧姓の併記された住民票の写し)

(2) トランスジェンダー学生が通称名等を使用 (確認書類: 通称名の記載がある郵便物やカードの写し等)

(3) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用 (確認書類: 住民票の写し)

(4) その他 (確認書類: 通称名等の使用を希望する理由書等)

(以下は学務課記載)

◆学籍事務担当処理欄

1) 使用開始年月日: 年 月 日 確認 印

2) 学籍簿記録処理年月日: 年 月 日 記録 印

3) その他

別紙様式 2

(別紙様式 2)

通称名等使用中止届

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部名 (又は大学院)
学科名 (又は専攻名)
学年
氏名
(通称名等) 印

下記のとおり通称名等の使用を中止しますので届け出ます。

記

1. 中止する通称名等

2. 使用する戸籍又はパスポート等上の氏名

3. 中止年月日 年 月 日

4. 中止理由:

(以下は学務課記載)

◆学籍事務担当処理欄

1) 使用中止年月日: 年 月 日 確認 印

2) 学籍簿記録処理年月日: 年 月 日 記録 印

3) その他

別紙様式 3

(別紙様式 3)

お茶の水女子大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍又はパスポート等上の氏名でなく通称名等を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、学位記を含め各種文書等 (ただし、国等の機関の所管する制度等により、通称名等の使用が認められていないもの等を除く。) で通称名等を使用しています。

記

通称名等

戸籍又はパスポート等上の氏名

年 月 日
お茶の水女子大学長
○ ○ ○ ○

※この書類は、通称名等使用の学生から提出を求められた場合に作成し、交付することとする。